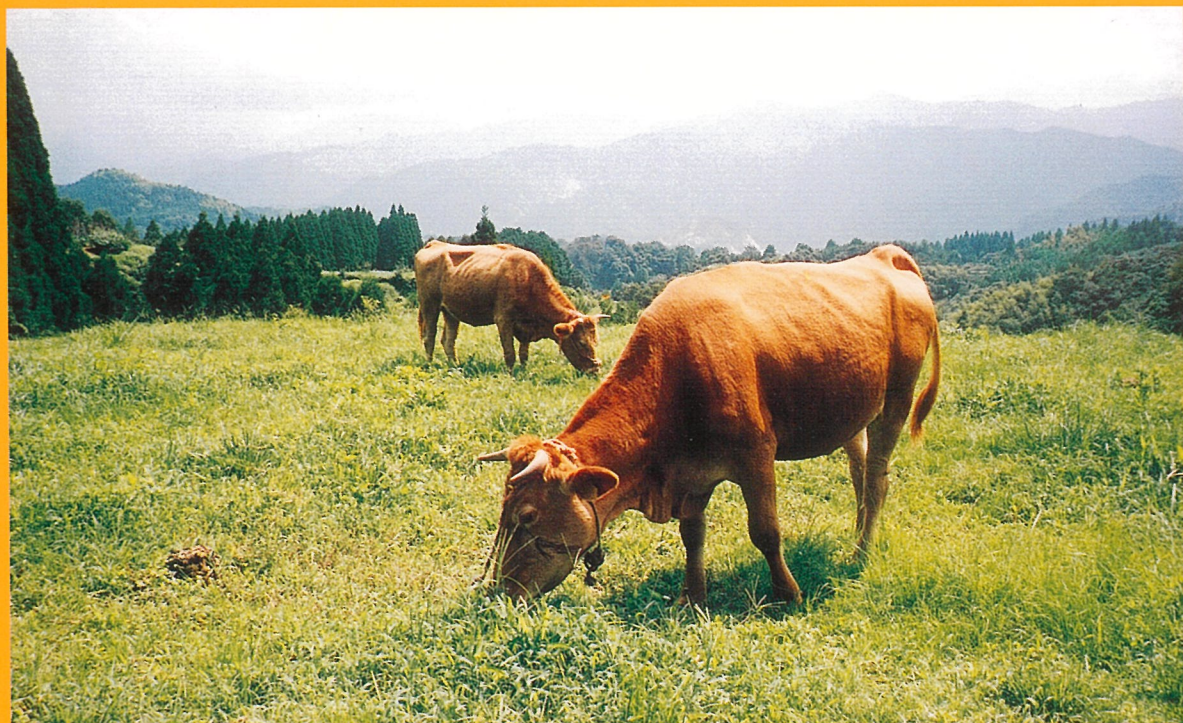


# あか牛

No.72



中山間地域でのシバ型放牧風景（熊本県 中央町）

2000.1

社団法人 日本あか牛登録協会

# 肉用牛統計

資料：(平成11.2.1現在 農林水産省統計情報部)

	飼養戸数	対前年比	飼養頭数			1戸当り飼養頭数	飼養頭数対前年比
			合計	内(肉用種)	内(乳用種)		
全国	124,600	93.4	2,842,000	1,711,000	1,131,000	22.8	99.8
北海道	3,620	96.3	413,800	121,900	291,900	114.3	99.7
青森	1,670	94.9	58,200	27,500	30,700	34.9	100.0
岩手	14,200	90.4	131,900	102,800	29,100	9.3	98.3
宮城	9,130	93.4	105,000	82,000	23,100	11.5	99.7
秋田	2,580	89.9	29,500	25,700	3,830	11.4	89.1
山形	1,820	91.5	42,100	29,900	12,200	23.1	88.8
福島	7,910	93.1	88,800	59,600	29,200	11.2	97.9
茨城	1,640	93.2	67,500	33,000	34,600	41.2	101.8
栃木	2,170	93.9	107,100	41,600	65,500	49.4	101.8
群馬	1,170	92.9	70,800	18,700	52,100	60.5	99.9
埼玉	310	106.9	26,500	2,800	23,700	85.5	103.5
千葉	600	96.8	44,600	10,900	33,700	74.3	88.9
東京	70	100.0	1,330	710	620	19.0	81.6
神奈川	220	95.7	7,030	2,300	4,730	32.0	103.1
新潟	640	94.1	18,900	6,710	12,200	29.5	95.5
富山	90	90.0	6,100	1,950	4,160	67.8	97.4
石川	120	92.3	4,560	1,680	2,900	38.0	93.6
福井	90	100.0	5,480	2,240	3,240	60.9	96.0
山梨	160	94.1	9,780	3,360	6,420	61.1	93.1
長野	1,330	89.3	42,100	21,500	20,600	31.7	97.5
岐阜	1,120	94.1	39,700	30,000	9,670	35.4	98.8
静岡	440	93.6	36,000	6,500	29,500	81.8	96.8
愛知	660	95.7	59,900	11,700	48,300	90.8	98.8
三重	350	100.0	32,300	22,300	10,000	92.3	102.2
滋賀	150	93.8	18,100	9,100	9,030	120.7	102.3
京都	240	92.3	8,820	6,830	1,990	36.8	102.3
大阪	40	80.0	2,800	1,080	1,720	70.0	95.2
兵庫	3,760	94.0	67,700	48,200	19,500	18.0	97.8
奈良	80	88.9	4,110	2,130	1,980	51.4	94.5
和歌山	130	92.9	6,040	2,070	3,970	46.5	98.9
鳥取	1,070	90.7	25,700	13,300	12,400	24.0	100.0
島根	3,510	89.8	35,900	27,300	8,600	10.2	96.5
岡山	1,480	90.8	37,000	14,600	22,500	25.0	100.0
広島	1,850	91.1	32,100	16,100	16,000	17.4	100.9
山口	1,210	94.5	21,000	16,400	4,560	17.4	100.5
徳島	530	84.1	34,600	9,830	24,800	65.3	97.2
香川	630	92.6	24,000	10,500	13,500	38.1	98.4
愛媛	550	90.2	22,000	10,400	11,600	40.0	98.7
高知	500	90.9	7,940	6,000	1,950	15.9	100.3
福岡	320	94.1	34,800	14,200	20,600	108.8	102.4
佐賀	1,450	93.5	64,200	54,100	10,100	44.3	103.7
長崎	6,350	92.7	87,700	69,700	18,000	13.8	98.3
熊本	6,010	94.3	141,700	80,700	61,000	23.6	99.2
大分	3,960	91.2	66,000	50,500	15,500	16.7	96.8
宮崎	14,800	96.7	245,400	213,900	31,500	16.6	100.5
鹿児島	20,500	94.9	328,600	291,900	36,700	16.0	102.5
沖縄	3,490	96.7	76,700	75,100	1,580	22.0	102.8

# あか牛

( 第 7 2 号 )



2000・1

## 目 次

- 西暦 2000 年のあか牛振興のあり方 ..... 会長 續 省三 2
- アメリカテキサス州・ルイジアナ州のあか牛をたずねて ..... 事務局長 松川 昭義 4
- 会報 ..... 14
- 定款 ..... 33
- 社員選出規程 ..... 41
- 放牧技術普及シンポジウム資料 ..... 42
  - 未利用地を活用した放牧の取り組み (熊本県中央町あか牛研究会)
  - 川井村青松牧場における褐毛和種  
親子放牧牛の子牛育成技術の開発 (岩手県農業研究センター)
  - 周年放牧技術実証の取り組み (熊本県草地畜産研究所)
  - 長崎県島原半島での放牧事例 (長崎県加津佐町)
- 子牛市況 ..... 53

# 西暦 2000 年のあか牛振興のあり方

会長 續 省 三

平成12年、西暦2000年を迎え、あか牛の振興のあり方を考えてみたい。

昨年は日本農業にとって、全く画期的な年でありました。36年振りに、新しい「食料・農業・農村基本法」が制定され、また、「農政改革大綱」や、「新しい酪農・乳業対策大綱」が発表されました。

これらの中で、食料の自給率の向上が明記され、畜産関連では飼料の自給率を高めることの重要性が強調されています。日本人の食生活が向上し、多様化したため、油脂と畜産物の消費が増大した結果、食料の自給率はエネルギー換算で40%と、先進国の80%台と比較して極めて低い値となっています。長期的な世界の食料の需給予測からみると、極めて危険な水準であると言えます。

食料の自給率を高めるため、自給率の目標値を示し、施策を集中して、5年毎に見直すことになり、畜産飼料についても、同様に飼料増産推進計画を策定し、この達成に向けて飼料増産運動を展開することになりました。畜産局では、これに先立ち、飼料増産推進検討委員会を設置し、昨年は5回の委員会を開催し

て、中間報告をまとめて公表しました。この委員会の座長を私が勤めましたが、検討するなかで、中長期的な視点から施策のあり方として、飼料の自給率は、牛肉のサシ重視、牛乳の脂肪率等の消費者の嗜好や、流通及び家畜の改良等のあり方とも密接に関連している。また、肉質等の評価面で多少の難はあっても、飼料自給率の高い国内畜産物のシェアを高めることが、飼料自給率の向上はもとより、ひいては国土、環境の保全にも資することから、こうした面での消費者の共感に訴えた販売戦略も重要である。このため、自給飼料多給による肉質向上、乳量向上等の飼養技術の確立を図るとともに、放牧牛等国内資源依存型の畜産物の消費拡大及び消費者啓発、流通規格、家畜改良のあり方等について検討する必要があります。

平成3年からの牛肉輸入自由化決定以降、国内の肉用牛については、肉質を向上させることと、低コスト生産に対応を集中することになったことは、極めて正当なことでありました。しかしながら、近年の結果は、極端なサシ重視で、脂



肪交雑では成果が上ったものの、肥育期間の延長、濃厚飼料の多給、粗飼料の給与制限等、極めて高コスト生産となり、一方では、繁殖牛や育成牛までも濃厚飼料を多給する形になっています。このため、肥育牛の疾病多発を招き、一部関係者や消費者から、異常ではないかと指摘を受けています。

本年からは、中山間地域の耕作放棄などを防止し、農業を保全するため、直接所得交付金制度が発足しますが、このような中山間地の営農を維持して行くためには、肉用牛を組み合わせることが最適であると、大部分の方々が考えています。

あか牛が飼料の利用性が高いことや、放牧適性が高いこと、温和で群飼に向くこと、健康で繁殖能力が高いこと、発育が早く、肥育期間が短いこと、肉質も優れていることなどから、最近の農政に最適の品種であると認識が高まっています。今後は、消費者啓発によって、より健康な牛肉としてのイメージを前面に出して、産直方式等を取り入れる必要があります。

昨年11月に、アメリカ南部のあか牛飼養実態視察で得られた最大の成果は、アメリカ南部やメキシコ等の亜熱帯、熱帯のブラーマン種を中心とする肉牛の改良にあか牛が最良・最適品種として評価されていることがありました。さらに、あか牛の脂肪酸組成、とくに不飽和脂肪酸の割合が高く、人間の健康維持とく

に悪性腫瘍の発生を抑える働きがあるとみられていることは、新しい発見でありました。

一方、一般消費者の食品に対する安全性を求める動きは、英国における肉牛の狂牛病、国内におけるO-157問題、遺伝子組換え植物回避等、ますます激しくなっています。EUやアメリカにおいては、食品輸入について、既にHACCPの基準を適用し、日本においても、食品製造段階では、食品衛生法が適用され、「総合衛生管理製造過程」として取り入れられています。肉用牛においては、HACCP方式は極めて困難と考えられていますが、より安全な牛肉生産に努める必要があります。現在の肥育の方式を、より健康に注意して疾病にかからないようにしなければなりません。

以上のように、消費者が求める健康で安全な牛肉を生産するのに最適のあか牛、また、今後の農業の推進においても最適のあか牛、亜熱帯における肉牛改良にとって最適とされるあか牛等の、あか牛の持つ優れた特性を強調・宣伝し、販売戦略をたてることが重要でしょう。

本協会は登録団体ではありますが、あか牛の改良の基盤作りの業務に加えて、生産者団体と一体となって生産振興に取り組むたいと考えます。また、消費者へのPRや、産直方式の橋渡しにも努めて参りたいと思います。会員の皆様や関係者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

# アメリカテキサス州、 ルイジアナ州のあか牛をたずねて

本会事務局長 松川 昭 義

## はじめに

私どもは前回のアメリカ訪問に続いて、昨年11月19日から28日までの10日間、アメリカテキサス州及びルイジアナ州を訪問した。

今回のアメリカ訪問は、本誌の前号にも紹介したように、1994年に12頭のあか牛がアメリカに輸出されているが、その後の消息を実際の目で確認することが主な目的であった。というのも、前回のワシントン州立大学でのセミナーに、テキサスから参加していたハル・ホルムス氏とメキシコ出身の大学院生アントニオ・カイエス氏の両人が発表したあか牛に関する情報が強く印象に残っていたからである。

その時の彼らの発言内容を再度紹介すると、「世界の肉牛の中であか牛(レッド・ワギュー)は最高の牛である。それは健康にすぐれた牛肉生産が可能であり、遺伝的能力も高い。アメリカ南部、中南米、さらにオーストラリアでは今後急速に増えていくだろう」という内容であった。

日本国内において、あか牛の人気のもうひと

つという時に、関係者にとってはまさに耳よりの話であった。はたしてその真偽はどのようなのか。あか牛がアメリカ南部でどのようにして飼育されているものだろうか。一日も早く現地に飛んでみたい気持ちになっていた。

本会の續会長を団長とするアメリカ南部肉牛事情視察団(団員19名)は、11月19日、名古屋空港及び成田空港から二班に分かれポートランド経由テキサス州サン・アントニオ市をめざして出発した。なお今回は、団員の中に通訳できる人が数人いたので、旅行社の添乗員(通訳)なしでの旅行となった。もっとも現地到着以後は、サン・アントニオ市在住のフェイ・弘子さんに通訳その他多くの面でお世話になることになった。



ガンザレス市グラハム肥育場にて、視察団一行

## 和牛がアメリカに渡って二十数年

和牛が初めて米国に渡ったのは今から約二十数年前(1976年)で、黒毛和牛2頭、あか牛2頭の種雄牛が研究用として輸出されている。また93年頃から生産者の意思に反して次々と和牛が輸出されている。アメリカに輸出されたもの及び現地で生まれたものをアメリカ和牛(純粋種だけでなく交雑種を含む)と呼んでいるが、以後着実に増殖されて、今日ではカナダ、オーストラリア、ニュージーランドにも普及している。その一部(主にアンガスとの交雑牛)が生体又は枝肉となって日本へ逆輸入され、その中には高級牛肉に近い品質のものもあるという。国際化とはいえ日本の生産者にとっては新たな脅威となっている。

1976年に輸出された2頭のあか牛(種雄牛)は、1頭は龍勝(リュウショウ)といい、もう1頭はジウドウであった。龍勝はすでに本会で特級登録に登録されており、昭和50年の熊本県の畜産共進会にも出品された経歴をもっていた。ジウドウは日本を出る時点では未登録牛(子牛登記されており、名号は「第十五光」)であったが、その後現地で改名されアメリカ和牛として登録されている。それらの種雄牛はハワイを経由してコロラド州立大学を経、最終的にはテキサス州へ転売されたとのこと。主にアンガス種に交配されて育種改良が続けられてきた。

アメリカでの和牛の研究は、テキサス州立A & M大学とワシントン州立大学が中心となって進められてきた。

和牛の研究の目的については、前回訪問したワシントン州立大学のレイモンド・W・ライト教授が「アメリカ産の牛肉の品質向上が目的である。日本の人が心配するような輸出は考えていない」とあいさつの中で述べている。ライト教授の考えはそうかもしれないが、現地の生産者及び食肉業界の考えは日本への逆輸出も当然視野に入れているように見受けられた。これには日本の商社が大いに関与しているらしい。

## 最初にあか牛の雌牛導入を決断した人 ——アルバート・ウッド博士

アメリカの人は和牛の魅力について「和牛は肉質、特に多汁性、やわらかさ、風味が良い」と言う。またこれらの特性はアンガス、ヘレホードなど、いわゆる外国種では及ばない特性で、その基になるのは脂肪酸組成であることが最近の研究でわかってきた。また皮下脂肪が少ないので健康的であり経済的である。肥満タイプの多いアメリカでは脂肪の多い牛肉は敬遠されている。健康志向は日本よりもはるかに強い感じを受けた。

和牛が健康的にすぐれた牛肉を生産することに強い関心をもち、さらに暑さに対する抵抗性や放牧適性などの点であか牛の導入を決断したのがテキサスの開業医師アルバート・ウッド博士であった。

博士は、癌の専門医でありコーパス・クリスティ市で開業医師を務める一方で、医学リサーチセンターの所長を務める名の知れた医者である。彼は子供の頃から肉牛生産

と牧場の仕事に従事してきた。また医師の立場から、和牛肉のよさは脂肪酸組成、とくに不飽和脂肪酸の割合が高いことを科学的視点から理解し、又ガンに対する抑制効果が確認されていることから、将来あか牛の牛肉が人間の健康上重要な役割を果たすであろうとの考えで、あか牛導入に踏み切ったと話してくれた。

ウッド博士は1981年に初めてあか牛の情報を知り得て、86年には受精卵を購入して自分の牧場の牛で生産を開始した。(これらの受精卵は76年に輸出されたリュウショウ、ジュドウの子孫のようである。)

現在まで約13年間、あか牛の交雑種を中心に試験研究を進めている。しかし受精卵だけではその発展には限界があり、さらにあか牛の導入を希望していたところ、知人の紹介で日本から何頭でもあか牛を購入できる話ができて、仲介の業者を通じて1993年に雄3頭、雌牛9頭のあか牛を購入した。北海道での検疫を終えた12頭のあか牛は94年に海を渡りテキサス州のウッド博士の牧場に到着した。その後妊娠牛からは雄牛が生まれ、それはアメリカ生まれの第1号の種雄牛として「Big AL」と名付けられている。

一方日本国内においては、牛肉の自由化が始まったばかりの時期でもあり、黒牛、あか牛の海外輸出の問題は大きな波紋となって、生産者及び生産者団体では危機感から、「優良和牛遺伝子保留協議会」を

発足させてその阻止を図ったものの、輸出を止めるまでには至っていない。また当時はアメリカ側の購入者が誰れであるか知るよしもなかった。

## ハート・ブランド・キャトル社とあか牛

ウッド博士は、あか牛の遺伝的特性が人間の健康に貢献するであろうとの信念から雌牛を含めた12頭のあか牛を導入したが、その後は日本で和牛の輸出に対する生産者及び政府の締めつけが厳しくなったという仲介業者の話から、以後は日本からの導入はしていない。そして、日本のあか牛生産者がそれほど強い危機感(怒り)を持っていたことなど当時は全く知らなかったと弁解された。

このことについて、今回の旅行に参加した団員の一人が、「自分達の12人の息子と娘が家出して、遠くアメリカに渡っていったが、はたしてどうなっているかと心配していた。しかし、広々とした環境のもとで元気に育ち、着々と子孫を繁栄している状況を見たとき、当初は複雑な気持ちであったが、今は心



ハート・ブランド社の牧場と現地生まれの純粋あか牛



も晴れ晴れした。今後も大事に育ててほしい」とシンポジウムの交流会の席であいさつした。これを聞いてウッド博士は会場の外で静かに目頭をおさえていたという。

博士は、あか牛の持つ特性(健康的に優れた肉質成分など)を地元テキサス州など亜熱帯地方に広く普及させたい願望から、パートナーとして経営専門家のハル・ホルムス氏と共同出資して5年前にハート・ブランド・キャトル社を設立した。

この会社の目的は、遺伝学とマネジメントのアドバイス、マーケティングの調達システム、科学的なリサーチと技術開発、専門知識を肉牛生産者や肥育業者等に提供することなどである。この会社の事務所はコーパス・クリスティー市におかれているが、その基地となる牧場はハーウッド市に約1,500エーカー(600ヘクタール)を購入して牧場建設が進められ、現在半分程度は完成しているという。

この牧場には、現在純粋のあか牛が約25頭、あか牛の血液が入った交雑種を含めても120頭程度しかいない。自分達のプログラムを推進していくためには繁殖雌牛が不足している。できれば近い将来、日本からあか牛の雌牛を導入したいと希望を示した。特に日本の生産者が一番危惧している和牛肉の日本への逆輸出については、「自分達は全く念頭にない。日本のあか牛生産者が困ることは絶対にしないし、共に協力し合ってお互いの利益になることをやっていきたい。テキサスなど亜熱帯地方では日本へ輸出できるほどの高級牛肉は生産できない」

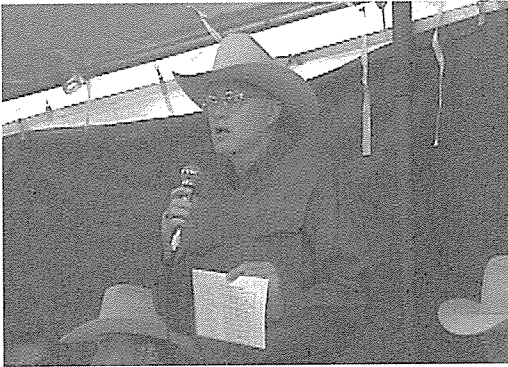
と繰り返し述べた。さらに、「ハート・ブランド社の牧場は自分達の牧場であり、同時に皆さん方の牧場であると思ってよい」と付け加えた。

同社は1999年の10月から、日本以外ではあか牛についての知識では最もすぐれた科学者アントニオ・エリマス・カイエス博士(99年7月にワシントン州立大学の大学院を卒業し、博士号取得)を共同出資者に迎えてさらに発展を続けている。カイエス博士は日本を3回訪問し、熊本県及び長崎県のあか牛共進会の特別審査委員として参加した経験を持ち、また講演会も数回されている。

## 第1回国際あか牛シンポジウム開催

ハート・ブランド・キャトル社が中心となって、11月21~22日の2日間、同社の牧場内の特設会場で第1回国際あか牛シンポジウムが開催された。われわれ視察団もそのシンポジウム日程に合わせての旅行となったものである。シンポジウムにはテキサス州、ルイジアナ州のあか牛生産者、肥育業者、パッカー及び学者らが参加し、日本からの視察団19名、カナダの学者家族3名を含めた約50名が参加して始められた。

第1日目は、まず主催者を代表してハート・ブランド社のウッド博士(オーナ)が、第1回の国際あか牛シンポジウムの開会を宣言し、日本及びカナダからの訪問者を歓迎するあいさつを述べ、地元参加者を紹介した。日本側を代表して續団長が今回の訪問を受け入れてもらったことに感謝するあいさつ



第1回国際あか牛シンポジウムであいさつする  
アルバート・ウッド博士

を述べ、日本における肉用牛を中心とした農業情勢報告、さらに各団員を紹介した。

次いで、アントニオ・カイエス博士の「世界における肉牛飼育の研究—とくにあか牛について」と題する講演会が開かれた。博士は講演の中で、アメリカを中心とした世界の肉牛飼養の実態、特にアメリカ、カナダ、中南米が肉牛生産の主要地域であることから、この地域での肉牛改良の課題について詳しく解説し、さらに「アメリカ南部、中南米ではブラーマン種及びその系統の牛でないと飼育条件からして耐えられない。しかしこの品種は肉質がよくないので、肉質改良が課題となっている。あか牛が注目されているのもその理由からである。これは科学的見地から立証されている」と博士がワシントン州立大学で研究したことについて説明した。

午後は牧場内の案内が行われ、全員トレーラに積まれた乾草の上に乗込み、ハル・ホルムス氏の説明を聞きながらゆっくりとトラクターに引っぱられて牧場内を半周した。われわれの周りには現地生まれの7か月齢になるあか牛が、「変な外人」がきたとトレー

ラーに近寄るほほえましい光景がみられた。

2日目はカナダの研究者ミラー博士夫妻（兩人とも博士）による「和牛の脂肪酸の研究」発表がおこなわれた。また日本側から、筆者が「あか牛の歴史と現状」を、次いで九州東海大学の飛岡教授が「あか牛の稲わら等の未利用飼料資源の利用とその栄養価」について発表した。

2日間のシンポジウム期間中、昼食や夕食にはあか牛肉を使った手作りのハンバーグやソーセージなど、日本ではなかなか味わうことのできない料理が提供された。又夕食後はカラオケならぬ生オケによる各国自慢の歌や踊りが飛び出し、国境と人種を超えてなごやかな交流会が行われた。

## アメリカ側からみたあか牛の特性

ウッド博士やカイエス博士、さらにはアメリカで会った人達は皆、あか牛の遺伝的特性について、大きく次の4つの理由をあげている。

- ①.子牛の飼育がしやすいこと
- ②.繁殖能力に優れている



現地生まれのあか牛種雄牛(ヒカリの子のNo.701)

### ③.総合的な枝肉の価値

#### ④.赤色である

その中で、①の子牛の飼育がしやすいこととは、生時体重が小さいため分娩時の事故が少ない。以後は順調に生育して、成牛になれば他の外国種と変わらない増体を示すという。在来のものは離乳時までの事故が和牛より多いようだ。あか牛はおとなしいのも特長であり、管理もしやすいという。

②の繁殖能力というのは、雌牛では受胎率、雄牛では精液の量及び活力などである。あか牛はそれらがすぐれているので一年一産する率が高いという。

③の総合的な枝肉の価値とは、肉質というよりもまず健康的にすぐれた牛肉である。これは脂肪酸組成(不飽和脂肪酸の割合が高い)による価値であろう。

④の赤色であることも興味ある特質である。その理由に、世界の牛の色は赤色系統が多い。亜熱帯や熱帯地方では赤色が見慣れた色で、親しみやすいという。

## テキサス、ルイジアナ地方での あか牛飼養の実態

テキサス州は日本の2倍近い面積があり、北部と南部、東部と西部でも気象条件は相当の違いがある。今回訪問した地方は緯度的には日本の沖縄地方と同じである。年間の雨量は日本の3分の1程度と少なく、夏の暑さは40℃以上にもなりことのほか厳しい。この年は特に雨量が少なく、放牧場の草はほとんど枯れていた。季節的に多少無



純粋ブラーマン種の雌牛群  
(ルイジアナ州、ブラサード牧場)

理とは思いながらも緑の大草原を夢見ていた筆者にとっては誠に残念であった。

この地方の牧草は、パーミューダグラスが主体のようで、バヒヤグラスなどもあるという。いずれも南方系の牧草である。

テキサス州やルイジアナ州などの地方は前述したように夏の暑さは相当なもので、アンガスやヘレホードなどのヨーロッパの純粋品種では飼養が難しいという。実際テキサス州サン・アントニオ市からルイジアナ州アベビル市までの約7時間のバス移動中、車窓から見える牛は、白色、灰色、赤色、黒色、まだら色など種々雑多であった。どんな品種が多いか聞いてみると、ヘレホード、アンガス、シャロレー、リムジン、ブラーマン種などであるが、ほとんどが交雑種である。そして何らかのかたちでブラーマン種の血液がはいっていないと暑さに耐えられないという。(25%~100%がブラーマン種)

しかしブラーマン種の肉質はきわめて硬く、味も良くないし、風味もない。そのため牛肉の消費は落ちている。そこでこれまでヘレホードやアンガスなどが主に交配に使われてきたが、ブラーマンとヘレホードの組

合せが総合的に成績がよく、血量で8分の3対8分の5の割合のものが「ブレホード」という品種で確立しており、登録協会もできているとのこと。

次に、アメリカにおける牛肉格付制度を紹介してみると、肉質の良いものから、プライム、チョイス、セレクト、スタンダード、さらにそれ以下のクラスが二つある。ブラーマン種の肉は脂肪交雑がゼロに近いので、最下位の格付けしかならない。ヘレホードやアングスの血液を入れることによってある程度の品質まで向上できても「チョイスの下」程度までである。さらに上位のものを作するためにはあか牛の血液を利用するしかないという。ブラーマンとヘレホードの組合せによりできたブレホードを母体とし、あか牛を父とする交配システムに期待がかけられているという。今回もそういう組合せの繁殖雌牛群(コマーシャルという)にあか牛の種雄牛を交配してできたF<sub>1</sub>を多数見ることができた。ヨーカム市のエディー・パッキング社で見せてもらった枝肉は、ほとんどのものがチョイスの肉質であり、中には「プライム」に格付けされているものも



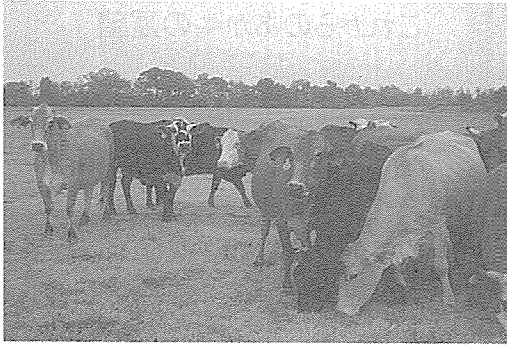
ブラーマン系のコマーシャル雌とあか牛との交配によるF<sub>1</sub>の枝肉(チョイス)

あった。プライムはアメリカでは最高級の肉質であるが、それでも日本の「2等級の上」か、せいぜい「3等級の下」程度のものである。今回見たものはほとんどは2等級以下のものであった。もちろん肥育の方法にも違いがあるが、あか牛を用いたF<sub>1</sub>でもこの程度の肉質であるから、日本的高级牛肉にはほど遠いものである。彼らにしてみればこれで十分成果はあがっているという。

今回訪問したガンザレス市にあるグラハム肥育場のフィードロットでは、農家や市場から購入した(預託されているものもある)7か月~10か月齢程度の子牛を放牧で飼い直し、14か月齢から肥育施設に入れて肥育する。飼料は圧べントウモロコシ、米ヌカ、綿実粕、ビール粕などである。ビタミンの制限はしないし、逆にビタミンA、D、Eを補給している。また雌牛に対して発情抑制剤(MGA)を使用する以外は成長ホルモン剤や抗生物質等の使用は一切していないという。肥育日数は120日~200日程度で、約1,250ポンドに達すると出荷している。

さらに今回はルイジアナ州に2日間滞在し、アベビル市のブラサード牧場とレジエ牧場を訪問した。両牧場は共に親戚関係にあり、まさにファミリーとして協力している間柄である。われわれの訪問に対して、両家族ぐるみで歓待してくれた。

ブラサード牧場はブラーマンとブレホード中心の純粋ブリーダである。近く品評会があるというのでブレホードの若い種雄牛を出品する予定とのこと。16歳になる高校生の娘さんが調教杖で牛の姿勢を直すデモ



コマーシャル雌牛群  
(ルイジアナ州、レジェ牧場)

ンストレーションを披露してくれた。アメリカの純粋ブリーダは本当の牛好きであることは、出発前に読んだ『アメリカの肉牛・牛肉産業と日本の畜産』（オールインワン出版、木村勝紀著）におもしろく紹介されていたのを思い出した。ブラサード牧場もまさにそのとおりの印象を受けたが、ただ既存の品種にこだわらずにあか牛を積極的に導入し研究しているのは、ただの「牛キチ」ではなく、真の経営者にみえた。そのバックにはハート・ブランド社のよき指導と信頼関係があるように思えた。

レジェ牧場はメキシコ湾に連なる湿地帯に広がる島にあった。そこに放牧されているコマーシャル用の雌牛群は色々の毛色をしており種々雑多である。顔が白いのが目につくがヘレホードの特徴である。しかしよく見ると耳が長く、垂れぎみであるからいずれもブラーマンの血液がはいっている。広々とした放牧場であるから牛にとっては天国のようにみえるが、かならずしもそうではないようである。というのも、放牧場には蚊、アブなど害虫が無数におり、今回も団員の誰もがズボンの上から小さな蚊のような虫に刺され

て下半身のあちこちをかいている光景がみられた。11月下旬でもそうであるから夏場は相当なものであろうと想像される。このような環境で放牧されるあか牛はたいへんだらうと、一面かわいそうな気もした。

われわれはこの牧場に船で行ったが、牛もやはり船に乗せて運ぶとのこと。繁殖雌牛はおそらく一生をここで過ごすことになるようだが、種雄牛は通常は自宅近くの放牧場で管理されている。自然交配のためには船で牧場まで運び、3か月間の交配期間を終えるとまた船でもって帰るとのこと。牛の運搬が大変である。受胎率は75%程度という。日本と比較すると低いようであるが、ほとんど手をかけない飼養形態で、又厳しい条件下ではそうとも言えないようでもある。子牛の事故も結構あるらしく、繁殖能力にすぐれたあか牛に期待がかけられるのはそのためでもある。

放牧場となっている島の周りには大小の無数の島があり、縦横に運河が走っている。そこには野生のワニ(アリゲータ)をはじめ幾種類もの野鳥や、また珍しい植物が繁茂し、まさに自然の宝庫であった。われわれは、ワニが生息する運河をレジェ氏の次男が運



水上飛行機に乗り込む団員  
(ルイジアナ州、レジェ牧場近くの湿地帯の島にて)



転するエアポートでワニ見物となった。時期的に水面に頭を出しているワニは少なかった。さらに4人乗りの水上飛行機に交替で搭乗し、メキシコ湾上空から湿地帯の放牧場に群れる牛を見物することができたのはまさに圧巻であった。

レジェ牧場では、野生のワニの卵を採取し、自宅近くでワニの養殖もやっているという。日程が詰まっていたので残念ながら養殖現場は見るができなかったが、夜の歓迎パーティーではワニ料理(卵の酢づけ、フライ)が提供された。

さらに彼らは大変愉快的な性格で、遠来の客をもてなすため思考をこらした歓迎会には団員皆敬服したものである。ちなみに、最後の晩は午前2時近くまでケイジョンバンドによるダンスパーティーが繰り広げられたという。

## これからのあか牛の展望

ハート・ブランド社の関係者は、あか牛の利用目的を「地元での健康な牛肉生産と消費の拡大」と断言している。それは、ブラーマン種系では生産不可能な「ジューシーでやわらかく、風味のある、健康な牛肉」をあか牛を利用することによって生産していこうという計画である。そして将来はテキサス州やルイジアナ州にかぎらず、もっと環境条件の厳しいメキシコや中南米地方にも普及していきたいという。そのためには、さらに改良を進めていかなければならない。厳しい条件に適合できるかどうかは、ただ単に肉質だけではなく、17項目の選抜基準をクリアしなければ種雄牛として使えないという。あか牛はそういう特質(能力)を備えているので、将来の展望は明るいと言明した。

## 国内でのあか牛の現状と今後の対応

一方、国内に目を転じると、あか牛の繁殖雌牛の保留が年々減少し、最近では雌子牛の大半(80%近い)がやむなく肥育に回っているという現実がある。その中には繁殖用としてぜひ残してもらいたい牛も多数いる。価格が安いから生産者も保留や導入に踏み切れないのであろうが、なんとしても残念なことである。海外ではあか牛の評価が高まっているのに、国内においては繁殖資源を食



地元歓迎会であいさつする績団長  
(ルイジアナ州アベビル市、ブラサードブラザーズ社)

い潰している現状をどう見るのか、私どもはもう一度考え直す必要があるようだ。

アメリカ側からいずれ正規のルートで雌牛購入の話がでてくるものと思われるが、その際、遺伝子の海外流失は絶対阻止するというこれまでの姿勢を貫くべきか、逆に、狭い殻に閉じこもらずに、あか牛を世界に発展させる開放の途を選ぶべきか、その判断は生産者自らが下すべきことである。

このことによって、国内の生産者が被害を受けては困るが、自由化以降、国内の少数品種(あか牛や日本短角種など)は大きな被害を受けているのは事実である。この際、受け身ではなく攻めの戦術も必要なのかもしれない。

彼らの希望をかなえてあか牛を開放に踏み切ったとしても、現在心配されている逆輸入の問題は、ことあか牛についてはほとんどないように思えた。その理由は、アメリカでは黒毛和牛とあか牛とでは利用の目的が違っているからである。

「亜熱帯や熱帯地方では日本向けの牛肉生産などやろうとしてもできない」と口を揃えて言う現地の人達の言葉には純真な気持ちさえ感じられた。

## おわりに

今回の旅行期間中、また彼らが日本を訪問している時にいろいろと意見を交換して感じたのは、ハート・ブランド社及びそれを支える牧場主らのあか牛に対する期待が並のものではないということである。それは

単に彼らだけの経済行為からくるものではないように思えた。日本への輸出が彼らの気持ちのどこかにあるなら、おそらく他の方法(例えば黒牛導入)をすでにとっていたに違いない。それをやらずに、肉質では黒毛和牛に遅れをとるあか牛に目をつけたのは、肉質以外の何らかの魅力があるからである。最終的には自分達の土地で、健康な牛肉生産と消費拡大という大きな夢をあか牛に託しているかに見える。それは日本でいう高級牛肉とはほど遠い品質の牛肉生産であるが、人間の健康という見方からすると逆にそれが高品質の牛肉生産なのかもしれない。

あか牛がそういう目的で世界に貢献できるとすれば、約100年前にシンメンタール種をヨーロッパから導入してあか牛改良を進めてきた先人達も、やっと世界に恩返しができる喜んでくれるに違いない。あか牛が人間の健康に役立つ重要な特性をもっていることが国内の消費者に理解されれば、おのずと生産にも力が入り、消費も拡大して、最終的には生産農家の利益に結びついてくるのではないかと期待を抱くのは筆者ばかりではなかろう。そのためのPR活動など今まで以上に努力が必要であることは言うまでもない。

西暦2000年はあか牛にとってまさに岐路に立つ年となりそうだ。

# 会 報

## ○ 監査会

平成11年5月11日、本会事務局において定期監査が実施された。太田黒、中島両監事が出席、平成10年度事業報告書ならびに収支計算書、関係書類諸帳簿の整理状況、その他会務運営全般にわたって監査が行われた。

## ○ 理事会

平成11年5月26日、熊本県畜産会館において平成11年度第1回理事会を開催し、平成11年度通常総会に提案する議案4件と、次の議案について審議し、いずれも原案通り承認可決した。

1. 社員選出規程の制定について
2. 中央審査委員の委嘱について
3. 会計処理規程の一部改正について
4. あか牛登録推進奨励金交付規程の制定について
5. 登録規程(審査標準の中の標準体型)一部改正について
6. 審査細則、産肉性指標、去勢肉牛審査標準及び受精卵の移植による生産牛の登録取扱要項の一部改正について

平成11年7月28日、熊本県畜産会館において平成11年度第2回理事会を開催し、副会長、常務理事の互選を行った。

## ○ 通常総会

平成11年5月27日、熊本県畜産会館において平成11年度通常総会を開催した。当日は九州農政局の向井畜産課長、中島熊本県畜産課長など来賓と、各県支部から多数の関係者が出席して下記の議案について審議、いずれも原案通り承認可決した。

- 第1号議案 平成10年度事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、財産目録及び貸借対照表の承認の件
- 第2号議案 平成11年度事業計画書(案)及び収支予算書(案)の承認の件
- 第3号議案 定款改正の件
- 第4号議案 役員改選の件

## ○ 役員改選結果

任期満了に伴う役員改選の結果、理事の重任15名、監事の重任1名、新任1名がそれぞれ選任された。

- 理事(重任) 續 省三、岡本 篤、  
成田 廣造、黒肥地一郎、木原 竹弘、  
吉田 敏雄、佐藤 昌明、高田 倭男、  
佐々木富雄、魚住 汎英、府内 哲熊、  
穴見 盛雄、中川 利美、源 孝行、  
岳野 勝
- 監事(重任) 中島 宣好  
(新任) 原口 忠敬

互選の結果は下記の通り。

- 会 長 續 省三  
副 会 長 府内 哲熊、成田 廣造  
常務理事 黒肥地一郎

## ○ 定款改正

平成11年度通常総会での承認を受け認可申請中の定款改正案は、平成11年8月20日付で農林水産大臣から認可の指令があった。

今回の定款改正は、全国の公益法人に対する国の指導方針に基づいて実施されたもので、内容的には農林水産省の模範定款に沿って改正されたものである。

主な改正点は次の通り。全文は33ページ

に掲載した。

1. 社員の規定が新設された。(第6条)
2. 総会の成立要件が規定された。(第22条)
3. 理事の構成において、同一親族又は特定企業関係にあるもので独占を禁止する条文新設。(第13条第5項)
4. 暫定予算に関する規定新設。(第39条第2項)

## ○ 中央審査委員の委嘱

中央審査委員の任期満了に伴い、下記の通り委嘱(任命)された。

所 属	氏 名	役 職 名
学識経験者	古賀 脩	九州大学名誉教授
	岡本 悟	佐賀大学農学部教授
	原田 宏	宮崎大学農学部教授
	藤原 昇	九州大学農学部教授
	飛岡 久弥	九州東海大学農学部教授
各支部推薦	米田 弘	北海道支部(北海道酪農畜産協会登録部長)
	永田 正之	同 (ホクレン函館支所・道南肉用牛振興協議会事務局長)
	高橋 辰雄	秋田県支部(秋田県畜連参事)
	宮腰 和男	同 (前北秋田畜協参事)
	橋本 健士	長崎県支部(元長崎県経済連県南事務所長)
	阿比留三郎	対馬支部(対馬農協営農部審査役)
	四宮 義和	熊本県支部(熊本県農政部畜産課主幹)
	松本 道夫	同 (熊本県農業研究センター畜産研究所生産技術開発部長)
	工藤 四朗	同 (熊本県畜産会指導部長)
	山崎 政治	同 (熊本県畜産連合会総務部長)
	大村 直純	同 (熊本県畜産農協生産振興部長)
	後藤 幸男	同 (南阿蘇畜産農協参事)
深水 孝範	同 (球磨畜産農協生産流通部長)	
本 会	松川 昭義	事務局長
	児玉 一宏	登録課長(熊本県家畜改良協会出向)

## ○ 全国あか牛研究大会

平成11年度全国あか牛研究大会は、8月27、28日の2日間、北海道上磯郡木古内町及び亀田郡大野町において、全国から200名を超える関係者が参集して盛大に開催した。道南地方での全国大会は平成3年以来8年ぶりの開催であった。

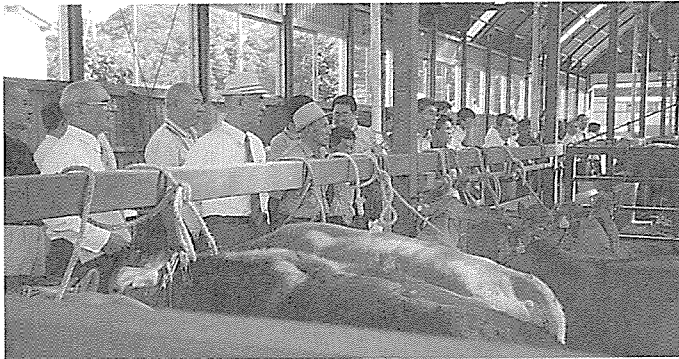
1日目は木古内町の中央公民館での開会式に続いて、各県の情勢報告、熊本県農業研究センターの松本道夫大家畜部長が「あか牛の種雄牛作りと現状」を、また同センターの緒方倫夫研究参事が「ビタミンAの適正制御による高品質牛肉生産技術の開発」「卵巣摘出によるあか牛の未経産肥育について」を発表した。

さらに九州大学農学部の甲斐論教授は、「あか牛の放牧型草地畜産経営」と題する特

別講演の中で、中山間地での粗飼料中心の肉用牛生産、特にあか牛の振興を力説された。午後は、同町の飯塚時男氏の牧場を会場とした現地研究会に移り、審査眼統一、超音波研修、雌雄産み分け技術の紹介、観血去勢実習、肥育農家の牧場視察などを行った。

2日目は大沼公園を眼下にした大野町公共育成牧場を会場に、広大な牧場に放牧されているあか牛を見ながら、同町の担当者から牧場の概況について説明を受けた。

なお、平成12年度の全国大会は長崎県対馬において開催することが正式に決定し、今回の大会にも対馬から20名以上の参加者があり、関係者の中には来年度の対馬大会に全国からの多数の参加者があるよう誘致活動の場面も見られた。



木古内町の飯塚牧場での  
現地研究会



大野町公共育成牧場に  
放牧されているあか牛



## ○ 放牧シンポジウムを 岩手県と熊本県で開催

放牧技術の普及を目的としたシンポジウムが岩手県及び熊本県で開催された。

このシンポジウムは地方特定品種生産流通等強化事業として、東日本、西日本会場にわけて開催したものである。(東日本会場は川井村と本会の共催行事)

東日本会場は、9月30日、10月1日の2日間、岩手県川井村に北海道、秋田県、岩手県及び熊本県からの特別参加を含めた約120名と、東北農試、草地試験場、草地畜産協会などから講師を迎えて進められた。

1日目は同村の標高約1,000mの高原に広がる青松牧野を会場に現地検討会で開幕。本会の續会長が、中山間地を利用した肉用牛の振興の重要性を訴え、あか牛の放牧特性を力説した。つづいて地元川井村の道又村長からの歓迎の挨拶があった。

この地方は以前は日本短角種が主体であったが、平成4年からあか牛導入が始まり、現在青松牧野には約150頭のあか牛が夏山冬里方式で放牧されている。草地の管理もよく、子牛の発育調査では1日平均増体量が1キロに近い値を示している。現に放牧されているあか牛は栄養状態もよく、子牛もすくすくと育つている姿が確認された。また外部昆虫(アブ等)を駆除する装置も展示紹介された。さらに会場を移して開催された室内検討会では、岩手県農業研究センターの小梨専門研究員から「青松牧野におけるあか牛親子放牧牛の子牛育成技術の開発」、さらに「アブトラップ」によるアブ駆

除のデータなども紹介された。

2日目は同牧場において育成品評会が開催され、放牧で育ったあか牛の発育、体型等について審査がなされ、本会から参加した審査委員から講評があった。さらに表彰式、総括検討会、あか牛肉の試食会などが実施された。

西日本会場は、11月4日、5日の2日間、熊本県内で開催した。

1日目は合志町の県農業研究センターに熊本県、長崎県の関係者約120名に、アメリカ・テキサス州からの特別参加2名を加えて開催。また2日目は阿蘇地域の周年放牧地の現地視察を実施した。

初日の開会式で本会の續会長は「新農業基本法に基づく国内食料の自給率向上のためには、未利用地が多い中山間地での肉用牛振興が重要であり、放牧飼養はあか牛が最適」とあか牛の必要性を強調。

ついで、元熊本県草地畜産研究所長の大滝典男氏は「草原を守る放牧牛」と題し、千年以上の昔から阿蘇の草原と牛との係わりは続いており、近年の牛の減少により草原の荒廃をスライドにより紹介し、草原の維持には牛の放牧はなくてはならないと訴えられた。

さらに、熊本県の西田誠也氏(中央町あか牛研究会長)は、「未利用地を活用した放牧の取組」について、また長崎県加津佐町の吉田敦氏は「長崎型放牧事業に取り組んで」を発表した。

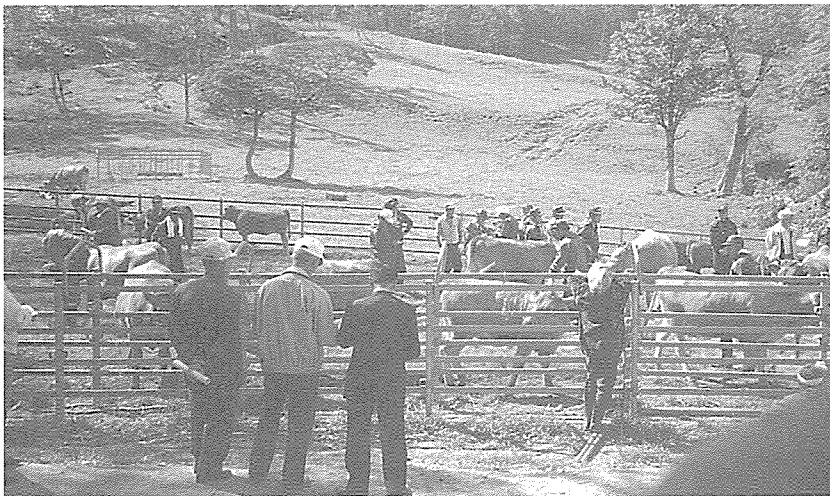
午後は、今回で来日3回目となるアメリカ

カ・テキサス州のハート・ブランド・キャトル社のアントニオ・カイエス博士(メキシコ出身)が「世界的にみたあか牛の位置付け」と題して特別講演した。博士はあか牛の持つ遺伝的特性は将来世界的にみても重要な役割を果たすであろうと、これまでワシントン大学

で研究してきたデータを基に紹介した。

2日目は熊本県草地畜産研究所の周年放牧、産山村の繁殖農家、一の宮町の肥育施設等を視察した。

なお、今回の放牧シンポジウムで発表された資料は42ページ以降に掲載した。



岩手県川井村の青松牧野での現地検討会



岩手県川井村箱石公民館での室内検討会

○ あか牛の産肉性に関する指標

平成11年4月1日改正

肥育終了時体重	750kg以上
1日当り増体重	1.1以上
脂肪交雑(BMSNa)	Na.5以上
ロース芯面積	52cm <sup>2</sup> 以上
バラの厚み	7.5cm以上
枝肉等級	A-4以上

(注)1.この数値は、生後8～9カ月齢、体重300kg程度  
 の去勢子牛を肥育し、22～23カ月齢程度で出荷  
 する場合の目標である。  
 2.1日当り増体重は肥育期間の値。また枝肉切開  
 部位は6～7肋骨間とした。

○ あか牛の去勢肉牛審査標準の大きさ

平成11年4月1日改正

月 齢	生後23カ月
体 重	750kg
体 高	138cm
胸 囲	225cm
肥育度指数	540程度

○ 審査細則の付点細則

平成11年4月1日改正

8. 付点細則

① 発育・状態の付点(雄、雌共通)

(1) 発育・状態の付点は、原則として下記の基準によるものとする。ただし、体高以外の各部の発育程度によっては、90%を限度として5%の範囲で加減する。

- ア. 体高等が発育曲線の基準線と上線の範囲内にあるもの……………90%
- イ. 体高等が発育曲線の上線を越えるもの……………85%
- ウ. 体高等が発育曲線の下線と基準線の範囲内にあつて基準線に近いもの……………85%
- エ. 体高等が発育曲線の下線と基準線の範囲内にあつて下線に近いもの……………80%
- オ. 体高等が発育曲線の下線に達しないもの……………75%

(参考資料) 雌牛の体高発育曲線値

月齢	上線 (+2σ)	(+σ)	基準 (中線)	(-σ)	下線 (-2σ)
16	128.9	126.2	123.5	120.8	118.1
17	129.9	127.2	124.5	121.8	119.0
18	130.8	128.1	125.3	122.6	119.8
19	131.6	128.9	126.1	123.4	120.6
20	132.3	129.5	126.7	124.0	121.2
21	132.9	130.1	127.3	124.6	121.8
22	133.4	130.7	127.9	125.1	122.3
23	134.0	131.2	128.3	125.5	122.7
24	134.4	131.6	128.8	126.0	123.1
25	134.8	132.0	129.2	126.4	123.5
26	135.2	132.4	129.5	126.7	123.8
27	135.5	132.7	129.8	127.0	124.1
28	135.8	133.0	130.1	127.3	124.4
29	136.1	133.2	130.3	127.5	124.6
30	136.3	133.5	130.6	127.7	124.8
48	138.1	135.2	132.2	129.3	126.3
60	138.4	135.4	132.4	129.4	126.4

## ○ 受精卵の移植による生産牛の登録取扱要項

平成11年4月1日改正

### (目的)

第1 体内又は体外受精卵による生産牛(以下「生産牛」という)を登録又は子牛登記するときは、登録規程に定めるもののほかこの要項により取り扱う。

### (対象)

第2 この要項の対象とするものは、次のとおりとする。

1. 国内において採取又は生産された体内又は体外受精卵を移植した牛から生産されたものの。

### (申込み条件)

第3 生産牛の登録又は子牛登記の申込みは、次の条件を満たしたものでなければならない。

1. 体内受精卵を採取する牛(以下「供卵牛」という)、又は体外受精卵作出用として卵巣を採取する牛は、本会で登録されたもの。
2. 体内又は体外受精卵を移植される牛(以下「受卵牛」という)は、登録証明書、鼻紋等によってその個体が確認されたもの。

### (種付けの制限)

第4 供卵牛は、同一発情期に2頭以上の種雄牛による種付けを行ってはならない。

受卵牛は、体内又は体外受精卵の移植時と同一の発情期及びその前後の発情期に種付けをしてはならない。

### (受精卵の採取報告)

第5 体内受精卵を採取した者は、採取後直ちに、第1号様式の受精卵採取報告書を3部(1卵につき)作成し、その1部は、種付証明書の写しを添付して本会に提出するものとする。又各1部は供卵牛所有者及び受卵牛所有者が保管する。

体外受精卵を生産した者は、第1号様式に準じた体外受精卵生産報告書を3部(1卵につき)作成し、その1部は体外受精証明書の写しを添付して本会に提出するものとする。又各1部は体外受精卵生産者及び受卵牛所有者が保管する。

### (受精卵の移植報告)

第6 体内及び体外受精卵を移植した者は、その都度、第2号様式の受精卵移植報告書を4部作成し、その1部を移植後直ちに本会に提出するものとする。又各1部は供卵牛所有者、体外受精卵生産者、受卵牛所有者及び受精卵移植者が保管する。

### (受卵牛の移動)

第7 受卵牛を移動するときは、譲渡人は受精卵移植報告書を譲受人に渡さなければならない。

### (子牛生産届)

第8 受卵牛が出産したときは、その所有者は登録規程に定める子牛生産届に受精卵移植報告書を添えて、本会に届け出なければならない。

### (名号)

第9 体内受精卵移植による生産牛を子牛登記又は登録するときは、名号の末尾に「ET」を付けるものとする。又体外受精卵移植による生産牛を子牛登記又は登録するときは、名号の末尾に「ETI」を付けるものとする。

### (書類の経由)

第10 この要項により本会に提出する書類は、支部を経由するものとする。

### (附則)

第11 この要項は、平成11年4月1日から実施する。

# 平成10年度 事業報告書

## 1. 庶務関係

### (1) 定期監査

平成10年5月16日、本会事務所において、太田黒、磯川両監事出席のもとに定期監査が実施された。

### (2) 理事会

1)平成10年4月17日、熊本県畜産会館において理事会を開催し、次の議案について審議した。

ア. 平成10年度通常総会提出議案の件

(ア) 平成9年度事業報告書及び収支決算報告の件

(イ) 平成10年度事業計画及び収支予算の件

イ. 平成10年度通常総会開催日について

2)平成10年5月29日、熊本県畜産会館において第2回理事会を開催し、通常総会に提出する議案(3件)と、次の案件について審議し、いずれも原案通り承認可決した。

ア. 職員服務規程の一部改正の件

イ. 職員給与規程の一部改正の件

ウ. 臨時職員給与支給規程の制定の件

### (3) 通常総会

平成10年5月29日、熊本県畜産会館において平成10年度通常総会を開催し、下記の議案を審議、いずれも原案通り承認可決した。

第1号議案 平成9年度事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、  
財産目録及び貸借対照表の承認の件

第2号議案 平成10年度事業計画書(案)及び収支予算書(案)の承認の件

第3号議案 役員の補欠選任の件

### (4) 役員の異動

監事辞任 磯川 宗逸(前熊本県畜産課長)

監事就任 中島 宣好(新熊本県畜産課長)



## (5) 農林水産省法人検査

平成11年1月13日、本会事務局において農林水産省家畜生産課の菅野聖治技官、栗城慎一事務官による法人検査が実施された。当日検査された主な事項は下記の通り。

- ア. 事業の運営状況
- イ. 庶務の処理状況
- ウ. 会議の運営状況
- エ. 組織の状況
- オ. 財産の管理状況
- カ. 会計経理の状況
- キ. その他

## 2. 事業成績

### (1) 会員の状況

本年度の正会員数は、対前年比4.4%減の4,449名であった。各道県支部別の会員数は表1の通りである。また、賛助会員は表2に示した。

表1 正会員数

道県別	本年度会員数	前年度会員数	道県別	本年度会員数	前年度会員数
北海道	383名	185名	長崎	88名	113名
※ 青森	0	1	対馬	113	141
※ 岩手	25	25	熊本	3,617	3,938
秋田	221	248	愛媛	0	1
茨城	0	1			
静岡	2	3	合計	4,449	4,656

※は支部未設置県

表2 賛助会員数

道県別	本年度会員数	前年度会員数	道県別	本年度会員数	前年度会員数
北海道	0名	1名	佐賀	2名	2名
秋田	1	1	長崎	1	13
宮城	0	1	対馬	9	11
東京	2	3	熊本	100	117
静岡	0	1	宮崎	1	1
福岡	1	1	合計	117	152

## (2) 登録事業

昨年度において減少傾向に歯止めがかかったかにみえた登録頭数も、本年度は又減少に転じ、過去最低の水準に至っている。子牛価格の低迷と飼養者の高齢化などが大きな要因であるが、増頭に向けてさらなる努力が必要である。

登録区分別ならびに各道県別頭数は表3の通りである。

表3 道県支部別登録登記頭数

区分 支部別	育種高 等登録	高 等 登 録	産 肉 登 録	繁 殖 登 録	子 牛 登 記	交 雑 登 記	合 計
北海道			0 (0)	246 (224)	1,414 (1,257)	0 (1)	1,660 (1,482)
※ 青 森				0 (1)	0 (4)		0 (5)
※ 岩 手				23 (22)	137 (77)		160 (99)
秋 田				42 (200)	591 (626)		633 (826)
宮 城				0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
静 岡				2 (6)	1 (8)	0 (0)	3 (14)
愛 媛				0 (1)	0 (1)		0 (2)
長 崎				29 (57)	229 (318)	6 (13)	264 (338)
対 馬			0 (2)	61 (48)	214 (231)	0 (0)	275 (281)
熊 本	57 (75)	61 (82)	51 (77)	1,338 (1,542)	12,657 (13,717)	288 (337)	14,452 (15,830)
計	57 (75)	61 (82)	51 (79)	1,741 (2,101)	15,243 (16,239)	294 (351)	17,447 (18,927)
前年比 %	76.0	74.4	64.6	82.9	93.9	83.8	92.2

注:( )内数字は前年度頭数、※は支部未設置県を示す。

### (3) 育種改良事業

- ① 国、県が事業主体になって推進している肉用牛改良効率向上推進事業に積極的に協力し、候補種雄牛の能力調査、基礎雌牛の選定など優良種畜の選抜、ならびに不良形質の除去対策などに取り組んだ。
- ② 間接検定、現場検定及び一般の肥育成績を調査し、得られたデータについて分析、育種改良の基礎資料とした。
- ③ 超音波測定器による肉質形質の調査及び育種改良への応用  
候補種雄牛、繁殖基礎雌牛の選抜利用法の確立のために超音波測定による肉質の診断を実施した。
- ④ 雌雄産み分け技術の実態について調査した。

### (4) 普及指導事業

- ① 全国あか牛研究大会の開催
  - ・平成10年10月14日 秋田県北秋田郡鷹巣町 たかのす風土館（ファルコン）
  - ・参加者 約200名
  - ・特別講演 「肉用牛の課題と今後の改良方向」  
講師＝全国肉牛事業協同組合専務理事 鶴島 晃氏
  - ・各県の情勢発表会
  - ・超音波研修会  
講師＝宮崎大学農学部教授 原田 宏氏
  - ・審査研究会
- ② 各県支部が主催した研究会、研修会等に担当者を派遣し指導に努めた。
- ③ 米国からのあか牛視察団を迎えシンポジウムと交流会を開催した。

### (5) 組織対策事業

支部の活動及び会員の各種会合等に対して協力し、組織の強化に努めた。

### (6) 刊行事業

機関誌『あか牛』第71号を刊行した。

### (7) 表彰事業

- ① 各種共進会に対し、それぞれ副賞を贈呈して上位入賞牛を表彰した。
- ② 特別功労牛の表彰

## (8) 受託事業

### ① 計画交配推進調査事業（熊本県委託）

肉用牛改良効率向上推進事業の補完的な事業として、基礎雌牛の選抜、超音波測定、血統分析、繁殖成績等の特性や能力を調査し、計画交配の推進に努めた。

また、九州東海大学と連携して異常形質の発生状況について調査し原因究明に努めた。

### ② 家畜改良体制整備事業（家畜改良事業団委託）

登録関係データのコンピュータ処理を中心に、改良体制整備事業を実施した。

### ③ 地方特定品種生産流通等強化対策事業（熊本県畜産物価格安定基金協会委託）

ア．放牧による繁殖牛経営の実態を調査（九州大学農学部と共同調査）した。

イ．優秀な繁殖雌牛を選抜、認定した。

ウ．シンポジウム開催（秋田会場、熊本会場）

エ．新興地域における指導（北海道、岩手県、長崎県、対馬）

## 平成11年度 事業計画書

### 1. 会員数

本年度は、下記の会員確保を目標として諸事業を推進する。

正会員            4,500 名

賛助会員        150 名

### 2. 登録事業

(1) 前年度において登録頭数が全般的に落ち込んだので、本年度は下記の頭数を目標としさらに登録事業の重要性を強調し、資源の拡大に努めたい。そのために、登録奨励金制度を拡充し、優良牛の多頭化を推進していきたい。

#### (2) 目標頭数

育種高等登録	80 頭	( 57 頭)
高等登録	80 頭	( 61 頭)
産肉登録	100 頭	( 51 頭)
繁殖登録	2,010 頭	( 1,741 頭)
子牛登記	15,000 頭	(15,243 頭)
交雑登記	300 頭	( 294 頭) 注:かっこ内は前年度の実績

### 3. 育種改良事業

- (1) 肉用牛改良効率向上推進事業等の種畜選抜事業に対しては、関係機関と連携をとりながら、優良種畜の選抜及び不良形質の淘汰など育種改良事業を推進する。
- (2) 産肉能力検定事業等の推進、現場情報による産肉性の調査、データ分析を通して優良系統を選抜する。
- (3) 受精卵移植技術、体外受精技術等の新技術に対する取り組みについても継続実施する。
- (4) 超音波検査による優良肉質素材牛の選抜などは継続実施する。
- (5) 雌雄産み分け技術の調査研究を実施する。

### 4. 普及指導事業

- (1) 全国あか牛研究会の開催（北海道道南地方、8月）
- (2) 各支部主催の研究会、講習会に対する協力
- (3) 放牧技術の普及を推進するために放牧サミットを開催する。

### 5. 刊行事業

- (1) 機関誌「あか牛」とその他の改良資料の発行。
- (2) PR用パンフレット等の印刷・配布

### 6. 表彰事業

- (1) 共進会、共励会での優秀牛の表彰
- (2) 特別功労牛の表彰
- (3) 登録功労者、優良農家（団体）の表彰

### 7. 補助事業、受託事業

前年度に引き続いて、下記の補助事業、受託事業を実施する。

- (1) 計画交配推進調査事業（熊本県）
- (2) 地方特定品種活性化事業（熊本県畜産物価格安定基金協会、全国肉用牛協会）



# 平成10年度 収支計算書

収入総額 72,051,322 円  
 支出総額 71,747,253 円

平成10年 4月 1日から  
 平成11年 3月31日まで

収 入 の 部				
科 目 (大、中、小)	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
1. 会 費	8,420,000	7,000,800	1,419,200	
正 会 員 会 費	8,000,000	6,796,800	1,203,200	1,600円× 4,248名
賛 助 会 員 会 費	420,000	204,000	216,000	1,600円× 115名 10,000円× 2口
2. 登 録 料	55,197,500	45,671,150	9,526,350	
育種高等登録料	800,000	580,000	220,000	10,000円×58件
高等登録料	640,000	496,000	144,000	8,000円×62件
産肉登録料	800,000	408,000	392,000	8,000円×51件
繁殖登録料	12,180,000	12,066,000	114,000	18,000円×12件(雄) 6,000円× 1,975件 1,550円×49件
月齢超過料	77,500	75,950	1,550	
子牛登記料	39,600,000	31,642,600	7,957,400	2,200円×14,383件
交雑登記料	1,100,000	402,600	697,400	2,200円× 183件
3. 証 明 料	201,500	133,900	67,600	
移動証明料	150,000	110,000	40,000	500円× 220件
再交付料	31,500	18,900	12,600	1,050円×18件
書換料	20,000	5,000	15,000	500円×10件
4. 雑 収 入	600,738	537,218	63,520	
雑収入	580,738	537,218	43,520	
刊行物頒布代	10,000	0	10,000	
寄付金収入	10,000	0	10,000	
5. 積立金運用収入	100,000	0	100,000	
6. 受託金収入	12,270,000	11,441,227	828,773	
熊本県受託金	2,550,000	2,506,000	44,000	9年度分 1,270,000 10年度分 1,236,000
家畜改良事業団受託金	500,000	379,000	121,000	9年度分 253,000 10年度分 126,000
全国肉用牛協会受託金	1,700,000	1,050,227	649,773	9年度分 1,050,227
熊本県基金協会受託金	7,520,000	7,506,000	14,000	9年度分 1,147,000 10年度分 6,359,000
7. 特別負担金収入	7,200,000	7,178,765	21,235	熊本県支部より
当期収入合計 (A)	83,989,738	71,963,060	12,026,678	
前期繰越収支差額	88,262	88,262	0	
収 入 合 計 (B)	84,078,000	72,051,322	12,026,678	

支 出 の 部				
科 目 (大、中、小)	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
1 管理事務費	22,320,000 400,000	21,810,793	909,207	
1. 役員費	500,000	36,320	463,680	
2. 職員費	16,800,000	16,381,462	418,538	
給料手当	14,400,000	14,528,872	△ -128,872	
臨時雇賃金	400,000	0	400,000	
福利厚生費	1,900,000	1,846,810	53,190	
旅費交通費	100,000	5,780	94,220	
3. 事務費	3,670,000 250,000	3,903,519	16,481	
消耗品費	60,000	33,218	26,782	
通信運搬費	100,000 50,000 )	147,860	2,140	(注)
印刷費	100,000	59,062	40,938	
事務機リース料	200,000	244,615	△ -44,615	
賃借料	1,230,000	1,228,524	1,476	
光熱水料費	150,000	126,892	23,108	
車 輛 費	80,000	76,266	3,734	
租 税 公 課	800,000 200,000 )	1,012,600	△ -12,600	(注)
保 險 料	50,000	61,800	△ -11,800	
負 担 金	450,000	445,000	5,000	
雑 費	450,000	467,682	△ -17,682	
4. 会 議 費	1,350,000 150,000 )	1,489,492	10,508	(注)
役員会費	850,000	1,030,949	△ -180,949	
総 会 費	500,000	458,543	41,457	
2 事業費	13,920,000 30,000	12,346,430	1,603,570	
1. 育種改良登録 事業費	500,000 30,000 )	525,311	4,689	(注)
2. 普及事業費	900,000	691,213	208,787	
3. 刊行事業費	450,000	271,950	178,050	
4. 褒 賞 費	400,000	30,975	369,025	

	5. 受託事業	11,670,000	10,826,981	843,019	
	計画交配推進 調査費	2,270,000	1,236,000	1,034,000	熊本県
	改良体制整備費	100,000	126,816	△ -26,816	家畜改良事業団
	肉用牛優良資源 活用促進事業	1,000,000	742,256	257,744	全国肉用牛協会 前年度分 742,256円
	地方特定品種生産 流通強化対策事業	8,300,000	8,721,909	△ -421,909	熊本県畜産物基金協会 前年度分 2,362,909 本年度分 6,359,000
	3. 支部交付金	44,549,750	36,390,030	8,159,720	
	会費支部交付金	3,500,000	2,973,600	526,400	各県支部への 交付金
	登録料支部交付金	40,932,000	33,338,580	7,593,420	
	証明料支部交付金	117,750	77,850	39,900	
	4. 積立金	2,800,000	1,200,000	1,600,000	
	職員退職給与 積立金	2,800,000	1,200,000	1,600,000	
	5. 予備費	488,250 △ 430,000	0	58,250	
	当期支出合計 (C)	84,078,000	71,747,253	12,330,747	
	当期収支差額 (A)-(C)	△ -88,262	215,807	△ -304,069	
	次期繰越収支差額(B)-(C)	0	304,069	△ -304,069	

(注) 予備費△ 430,000円は、管理事務費の通信運搬費 50,000円、租税公課 200,000円、会議費 150,000円及び事業費の育種改良登録事業費 30,000円に充当した額である。

# 平成11年度 収支予算書

収入総額 76,600,000 円  
 支出総額 76,600,000 円

平成11年 4月 1日から  
 平成12年 3月31日まで

収 入 の 部				
科 目 (大、中、小)	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
1. 会費収入	7,440,000	8,420,000	△ -930,000	
1. 会費収入	7,200,000	8,000,000	△ -800,000	1,600円× 4,500名
2. 賛助会費収入	240,000	420,000	△ -180,000	1,600円× 150名
2. 事業収入	48,294,000	55,399,000	△ -7,105,000	
1. 登録料収入	48,157,500	55,197,500	△ -7,040,000	
1. 育種高等登録料	800,000	800,000	0	10,000円× 80件
2. 高等登録料	640,000	640,000	0	8,000円× 80件
3. 産肉登録料	800,000	800,000	0	8,000円× 100件 18,000円× 10件(雄)
4. 繁殖登録料	12,180,000	12,180,000	0	6,000円× 2,000件
5. 月齡超過料	77,500	77,500	0	1,550円× 50件
6. 子牛登記料	33,000,000	39,600,000	△ -6,600,000	2,200円× 15,000件
7. 交雑登記料	660,000	1,100,000	△ -440,000	2,200円× 300件
2. 証明料収入	136,500	201,500	△ -65,000	
1. 移動証明料	100,000	150,000	△ -50,000	500円× 200件
2. 再交付料	31,500	31,500	0	1,050円× 30 件
3. 書換料	5,000	20,000	△ -15,000	500円× 10 件
3. 補助金収入	4,500,000	0	4,500,000	
1. 農畜産業振興事業団補助金	4,500,000	0	4,500,000	
4. 受託金収入	7,600,000	12,270,000	△ -4,670,000	
1. 熊本県受託金	1,200,000	2,550,000	△ -1,350,000	
2. 改良事業団受託金	100,000	500,000	△ -400,000	
3. 全国肉用牛協会受託金	0	1,700,000	△ -1,700,000	
4. 熊本県安定基金協会受託金	6,300,000	7,520,000	△ -1,220,000	
5. 負担金収入	6,500,000	7,200,000	-700,000	熊本県支部より
6. 寄付金収入	100,000	0	100,000	
7. 雑収入	1,761,931	600,738	1,161,193	
1. 受取利息	10,000	0	10,000	
2. 雑収入	1,651,931	580,738	1,071,193	飼料作物種子協会より 100 万円受入
3. 頒布品代収入	100,000	10,000	90,000	
4. 寄付金収入	0	10,000	△ -10,000	
8. 積立金運用収入	100,000	100,000	0	
当期収入合計 (A)	76,295,931	83,989,738	△ -7,693,807	
前期繰越収支差額	304,069	88,262	215,807	
収入合計(B)	76,600,000	84,078,000	△ -7,478,000	

支 出 の 部				
科 目 (大、中、小)	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
1. 管理費	20,260,000	22,320,000	△ -2,060,000	
1. 役員費	400,000	500,000	△ -100,000	
2. 給料手当	12,300,000	14,400,000	△ -2,100,000	
3. 臨時雇賃金	300,000	400,000	△ -100,000	
4. 福利厚生費	2,000,000	1,900,000	100,000	
5. 旅費交通費	100,000	100,000	0	
6. 会議費	1,350,000	1,350,000	0	
7. 消耗品費	60,000	60,000	0	
8. 通信運搬費	120,000	100,000	20,000	
9. 印刷費	100,000	100,000	0	
10. 事務機リース料	500,000	200,000	300,000	
11. 賃借料	900,000	1,230,000	△ -330,000	
12. 光熱水料費	150,000	150,000	0	
13. 車輛費	80,000	80,000	0	
14. 租税公課	950,000	800,000	150,000	
15. 保険料	50,000	50,000	0	
16. 負担金	450,000	450,000	0	
17. 雑費	450,000	450,000	0	
2. 事業費	52,986,750	58,469,750	△ -5,483,000	
1. 改良推進事業	500,000	500,000	0	
2. 登録推進奨励金	300,000	0	300,000	
3. 普及推進事業	900,000	900,000	0	
4. 刊行事業	450,000	450,000	0	
5. 褒賞事業	400,000	400,000	0	
6. 補助事業	4,500,000	0	4,500,000	
1. 効率生産体系普及定着化事業	4,500,000	0	4,500,000	
7. 受託事業	7,600,000	11,670,000	△ -4,070,000	
1. 計画交配推進調査事業	1,200,000	2,270,000	△ -1,070,000	熊本県委託
2. 改良体制整備事業	100,000	100,000	0	家畜改良事業団委託
3. 地方特定品種強化対策事業	6,300,000	8,300,000	△ -2,000,000	熊本県安定基金協会委託
4. 肉用牛優良資源活用促進事業	0	1,000,000	△ -1,000,000	全国肉用牛協会委託
8. 支部交付金	38,336,750	44,549,750	△ -6,213,000	
1. 会費交付金	3,150,000	3,500,000	△ -350,000	各県支部への交付金
2. 登録料交付金	35,108,000	40,932,000	△ -5,824,000	
3. 証明料交付金	78,750	117,750	△ -39,000	

3. 特定預金支出	2,800,000	2,800,000	0	
1. 退職給与引当預金支出	2,800,000	2,800,000	0	
4. 予備費	553,250	488,250	65,000	
当期支出合計 (C)	76,600,000	84,078,000	△ -7,478,000	
当期収支差額 (A)-(C)	△ -304,069	△ -88,262	△ -215,807	
次期繰越収支差額(B)-(C)	0	0	0	

(注) 1. 借入金最高限度額は300万円



# 社団法人日本あか牛登録協会定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、社団法人日本あか牛登録協会(以下「協会」という。)という。

### (事務所)

第2条 協会は、事務所を熊本市に置く。

### (目的)

第3条 協会は、登録及び育種改良事業を行うことによって、褐毛和牛の優良な血統を保存普及し、形質の改良と能力の向上を図り、もって褐毛和牛の振興に資することを目的とする。

### (事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 褐毛和牛の登録
- (2) 褐毛和牛の育種改良事業に関する調査、指導及び助成
- (3) 褐毛和牛の登録及び育種改良事業に関する研究会並びに講習会の開催
- (4) 登録簿及び機関誌の発行
- (5) その他協会の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員等

### (会員の資格)

第5条 褐毛和牛を所有、又は管理し、これを繁殖、育成又は肥育に供し、又は供しようとするものは、協会の会員となることができる。

### (社員)

第6条 協会における社員は、会員のうち総会において定める社員選出規程により選出されたものとする。

2 社員は、会員でなくなったときは、社員の資格を失う。

### (入会)

第7条 協会の会員になろうとするものは、会長が理事会の議決を経て別に定める入会申込書を協会に提出し、会長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により入会申込書を提出しようとするものが、団体であるときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款若しくは寄附行為又はこれらに代わるべき規程
- (2) その他会長が必要と認めた書類

3 会長は、第1項の承認をしたときは、その旨を当該申込みをしたものに通知するものとする。

## (脱 退)

第8条 会員は、次の各号の事由の一に該

当するときは、協会を脱退する。

- (1) 会員から脱退の申出があったとき。
- (2) 会員たる資格を喪失したとき。
- (3) 禁治産若しくは準禁治産又は破産宣告を受けたとき。
- (4) 死亡又は解散したとき。
- (5) 会費を引き続き3年以上納入しないとき。
- (6) 除名されたとき。

2 前項第1号の申出は、会長が理事会の議決を経て別に定める脱退届書を会長に提出してしなければならない。

## (除 名)

第9条 協会は、会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、その会員を除名することができる。この場合には、協会は、総会の開催の日の10日前までに、その会員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 協会の事業を妨げ、又は協会の名誉をき損する行為をしたとき。
- (2) 定款又は総会の議決に反する行為をしたとき。

2 会長は、除名の議決があったときは、その旨を当該会員に通知するものとする。

## (入会金及び会費)

第10条 会員は、入会の際に総会で別に定める入会金を納入しなければならない。

2 会員は、毎年度、総会で別に定める会費を納入しなければならない。

3 既納の入会金、会費その他の拠出金品は、会員の脱退の場合においても、これを返還しない。

## (届 出)

第11条 会員は、その氏名又は住所(会員が団体の場合には、その名称、所在地、代表者の氏名及び定款若しくは寄附行為又はこれらに代わるべき規程)に変更があったときは、遅滞なく協会にその旨を届け出なければならない。

2 会員が団体である場合には、あらかじめ書面をもって、会員の代表者としてその権利を行使する者を協会に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

## (賛助会員)

第12条 協会の目的に賛同し、会長が理事会の議決を経て別に定める入会申込書を会長に提出して理事会の承認を受けたものは、賛助会員となることができる。

2 賛助会員は、総会で別に定める賛助会費を納入しなければならない。

3 賛助会員は、協会が発行する資料等の配布を受けるほか、会長が適当と認める場合には、協会の事業に参加することができる。

4 賛助会員は、次の各号の事由の一に該当するときは、協会を脱退する。



- (1) 賛助会員から脱退の申出があったとき。
  - (2) 禁治産若しくは準禁治産又は破産宣告を受けたとき。
  - (3) 死亡又は解散したとき。
  - (4) 賛助会費を引き続き3年以上納入しないとき。
  - (5) 除名されたとき。
- 5 既納の賛助会費その他の拠出金品は、賛助会員の脱退の場合においても、これを返還しない。
- 6 第9条の規定は、賛助会員について準用する。この場合において、同条中「会員」とあるのは、「賛助会員」と読み替えるものとする。

### 第3章 役員等

#### (役員の数及び選任)

第13条 協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上 15人以内
  - (2) 監事 2人
- 2 理事及び監事は、総会において社員(社員が団体の場合にあってはその代表者。この項において同じ。)のうちから選任する。ただし、総会で必要と認めたときは社員以外の者から選任することができる。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 理事のうちから会長1人、副会長2人以内及び常務理事1人を互選する。
- 5 理事のうち、同一親族(3親等以内の親族及びこの者と特別な関係にある者をい

う。)又は、特定企業の関係者である理事の占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1を超えてはならない。

#### (役員の仕事)

第14条 会長は、協会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐して協会の業務を掌理し、あらかじめ理事会において定める順序により、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、事務局を統括して会務を処理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠けたときはその職務を行う。

4 理事は、理事会を組織し、業務を執行する。

5 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

#### (役員の仕事)

第15条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員による役員の仕事は、前任者又は現任者の残任期間とする。

#### (任期満了又は辞任の場合)

第16条 役員は、任期満了又は辞任の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

#### (役員解任)

第17条 協会は、役員が協会の役員としてふさわしくない行為をしたときその他特別の事由があるときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合には、協会は、その総会の開催日の10日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

#### (役員報酬)

第18条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

#### (顧問)

第19条 協会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、褐毛和牛に関する学識経験者のうちから、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。

3 顧問は、協会運営上の重要事項について、会長の諮問に応ずる。

## 第4章 総会

#### (総会の種別等)

第20条 協会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会の議長は、総会において、出席社員のうちから選出する。

- 3 通常総会は、毎年1回以上開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
- (1) 理事会において必要と認めるとき。
  - (2) 社員現在数の5分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
  - (3) 民法第59条第4号の規定により監事が招集したとき。

#### (総会の招集)

第21条 総会は、前条第4項第3号に規定する場合を除き、会長が招集する。

2 前条第4項第2号の規定により請求があったときは、会長はその請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

3 総会の招集は、少なくともその開催日の14日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって社員に通知してしなければならない。

#### (総会の議決方法等)

第22条 総会は、社員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 社員は、総会において、各1個の表決権を有する。

3 総会においては、前条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

4 総会の議事は、第24条に規定する場合を除き、出席者の表決権の過半数をもつ

て決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、議決に加わる権利を有しない。

#### (総会の権能)

第23条 総会は、この定款において別に定めるもののほか、協会の運営に関する重要な事項を議決する。

#### (特別議決事項)

第24条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の表決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び残余財産の処分
- (3) 会員の除名
- (4) 役員解任

#### (書面又は代理人による表決)

第25条 やむを得ない理由により総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに協会に到達しないときは、無効とする。
- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を協会に提出しなければならない。
- 4 第1項の規定により表決権を行使する者は、出席したものとみなす。

#### (議事録)

第26条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び出席社員のうちからその総会において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 社員の現在数、出席社員数及び出席社員の氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 議案
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

3 議事録は、事務所に備え付けておかなければならない。

## 第5章 理事会

#### (理事会の構成等)

第27条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 理事会は、必要に応じ会長が招集する。
- 3 理事会の議長は、会長がこれに当たる。
- 4 監事は、必要に応じ理事会に出席し、意見を述べることができる。

#### (理事会の権能)

第28条 この定款において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項は、理事会において審議し、又は決定するものとする。

- (1) 事業計画等総会に付議すべき事項及び総会の招集に関すること。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (3) 会務を執行するための計画、組織及び管理の方法
- (4) 諸規程の制定又は改廃に関すること。
- (5) その他理事会において必要と認めた事項。

#### (規定の準用)

第29条 第20条第4項第2号、第21条第3項、第22条、第25条及び第26条の規定は、理事会について準用する。この場合において、これらの条文中「総会」及び「社員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

## 第6章 専門委員会

#### (専門委員会)

- 第30条 会長は、協会の事業の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の議決を経て、専門委員会を置くことができる。
- 2 専門委員は、専門的な知識を有する者のうちから、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
  - 3 専門委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第7章 事務局等

#### (事務局及び職員)

- 第31条 協会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に、職員を置く。
  - 3 事務局及び職員に関する事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

#### (業務の執行)

第32条 協会の業務の執行の方法については、理事会で定める。

#### (書類及び帳簿の備付け)

第33条 協会は、事務所に、民法第51条及びこの定款で別に定めるもののほか、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 役職員等の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (5) その他必要な書類及び帳簿

## 第8章 資産及び会計

#### (事業年度)

第34条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

### (資産の構成)

第35条 協会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金、会費及び賛助会費
  - (2) 寄附金品
  - (3) 事業に伴う収入
  - (4) 資産から生ずる収入
  - (5) その他の収入
- 2 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
- (1) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
  - (2) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、協会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、総会の議決を経、かつ、農林水産大臣の承認を受けて、その全部若しくは一部を処分し、又は担保に供することができる。
- 4 普通財産は、基本財産以外の財産とする。

### (資産の管理)

第36条 協会の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

### (経費支弁の方法等)

第37条 協会の経費は、資産の額を超えて支弁してはならない。

2 協会が行う事業のうち、理事会において定める事業の経理については、特別の

勘定を設けて、他の事業に係る経理と区別して経理しなければならない。

### (借入金)

第38条 協会は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、あらかじめ理事会において定めた額を限度として、その事業年度の収入をもって償還する一時借入金の借入れをすることができる。

2 協会は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、総会の議決を経、かつ、農林水産大臣の承認を受け、資産の額を限度として、長期借入金の借入れをすることができる。

### (事業計画及び収支予算)

第39条 協会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、理事会の議決を得た後、毎事業年度開始前に総会の議決を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、前事業年度の予算に準じ暫定予算を編成し、予算成立の日までの間、収入支出をすることができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算に基づく収入支出とみなす。

### (監査等)

第40条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の7日前までに監事に提出して、

その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
  - (2) 収支計算書
  - (3) 正味財産増減計算書
  - (4) 貸借対照表
  - (5) 財産目録
- 2 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して総会に提出しなければならない。
- 3 会長は、第1項の書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを事務所に備え付けておかなければならない。

#### (報告)

第41条 会長は、毎事業年度開始の日から3月以内に、次の各号に掲げる書類を農林水産大臣に提出しなければならない。

- (1) 前年度の事業報告書及びその年度の事業計画書
- (2) 前年度末の財産目録及び貸借対照表
- (3) 前年度の収支計算書、正味財産増減計算書及びその年度の収支予算書
- (4) 前年度末の都道府県別会員数、社員名簿及び賛助会員名簿並びに前年度における会員、社員及び賛助会員の異動状況を記載した書類

### 第9章 定款の変更、解散及び 残余財産の処分

#### (定款の変更)

第42条 この定款の変更は、農林水産大臣の認可を受けなければその効力を生じない。

#### (解散)

第43条 協会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項第2号の規定によるほか、総会の議決を経、かつ、農林水産大臣の認可を受けて解散する。

#### (解散の場合の残余財産の処分)

第44条 協会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、総会の議決を経、かつ、農林水産大臣の許可を受けて、協会の目的と類似の目的を有する他の公益法人に寄附するものとする。

## 第10章 雑則

#### (細則)

第45条 この定款に定めるもののほか、協会の事務の運営上必要な細則は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

### 附則

- 1 この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日(平成11年8月20日)から施行する。
- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、前項の認可のあった日以降はじめて社員選出規程に基づき社員が選出されるまでの間、定款変更の認可の日における会員をもって社員とする。

# 社員選出規程

## (社員選出の根拠)

第1条 本会の定款6条の第1項の規程に基づき社員の選出は、この規程による。

## (社員定数)

第2条 社員定数は、90名以上100名以内とする。

## (社員の支部等定数)

第3条 会長は、次の方法により求めた社員の支部等別定数を、各支部等に通知するものとする。

2 社員の支部等別定数は、前年度末の会員数(以下「会員数」という。)を基礎として、まず100名の定数の中から30名以上の会員数を有する支部に各1名を均等割で配分し、残りの数は会員数を基礎に各支部等に按分比例して配分する。

## (社員の選出)

第4条 社員の選出は、できるだけ多くの会員の意思が反映されるよう、各支部等の総会又はそれに代わる機関等で行うものとする。

2 各支部等は、社員を選出したときは、会長が定める日までに本会に報告するものとする。

## (社員の選出基準)

第5条 社員の選出基準は、次の通りとする。

- (1) 社員は本会会員のうちから選出する。
- (2) 本会の各種事業等に推進的役割を果たせるもの。

## (社員の任期)

第6条 社員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠又は増員による社員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

## (公示)

第7条 会長は、社員が決定したときは、その氏名又は名称、所属支部名、任期その他必要な事項を任期初日の20日前までに公示するものとする。

## (規程の改正)

第8条 この規程の改正は、総会の議決による。

## 付則

1 この規程は、農林水産大臣より定款変更の認可のあった日(平成11年8月20日)から施行する。

2 この規程に基づき選出される当初の社員については、第6条第1項の規定にかかわらず、任期は平成13年4月30日までとする。

# あか牛研究会の未利用地を活用した放牧の取組み

中央町あか牛研究会会長 西田 誠 也

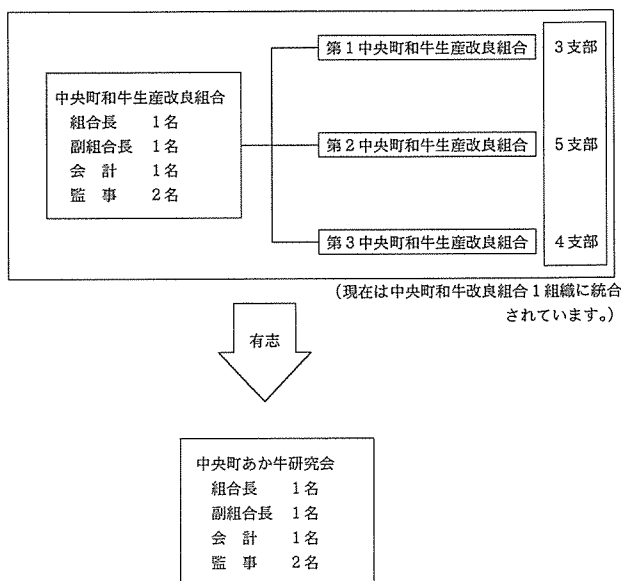
## 1. 中央町あか牛研究会の組織構成

発足当時中央町では「牛改良部会」が3支部、12小組合で構成されていました。「中央町あか牛研究会」は、当時子牛価格が低迷しているあか牛について真剣に取り組むため、町内の各生産組合の組織を越えたグループ結成の機運が高まり、昭和62年3月に町内の牛飼いの仲間8名で「会員の連帯意識の向上と肉用牛の増殖及び経営の安定を図りあか牛の振興に寄与する」ことを目的として結成されました。

研究会の年齢構成は、40代が7人、50代が1人と町内の肉用牛を飼養する農家の中では、かなり若い集団となっている。

現在あか牛の振興の正に実働部隊として、存在の意義はますます高まりつつあります。研究会の活動の刺激となり改良組合組織がより強化されてきました。現在会員数は8名で、内専業農家4名、兼業農家4名です。繁殖牛飼育頭数は全体の29.7%に当たる59頭、1戸当たりの飼育頭数は7.3頭で町内の2.5を大きく上回っています。

図1 発足当時の組織図



## 2. 活動概要

昭和62年研究会発足以来、毎年テーマを立て活動を行ってきた。

年4回開催する定例会(勉強会)には、農業改良普及センター、家畜保健衛生所、畜産会、中央町、県畜協下益城支所の指導、助言により、テーマを一步一步着実に実行してきた。



昭和62年度	飼料作物播種試験・収量調査
昭和63年度	会員の飼料畑現地検討会
平成元年度	畜産経営診断(熊本県畜産会)
平成2年度	畜産経営診断(熊本県畜産会)継続制帽を作る
平成3年度	畜産経営診断継続・超音波測定
平成5年度	飼料畑土壌分析
平成6年度	肥後牛の消費拡大運動(消費者との交流)
平成7年度	市場統合に伴う子牛産地作り 原野放牧研修 ユニフォームを作る
平成8年度	水田放牧の開始
平成9年度	熊本型放牧の開始 みかん園跡での放牧の開始
平成10年度	未利用地を4団地、草地に造成

活動の中で特に大きな出来事は、平成8年度から低コスト省力生産の一環で開始した、水田放牧の取組みです。約1.2haの水田に3頭の繁殖牛を1月から3月までの約80日間放牧を実施し、飼料管理の省力化に大きな成果を上げました。

それまで宇城地域では、放牧がほとんど実施されたことはなかったのですが、この成功で多くの農家が刺激を受け、その後放牧の取組みが急速に広がりを見せることになりました。その後中央町はもとより、他の市町村でも、阿蘇の原野や水田裏、耕作放棄地などを利用した、放牧の取組みが始まりました。

水田放牧:冬季の水田を利用して、イタリアングラス作付けを行い、周囲を電気牧柵などで囲んで行う放牧。

未利用地放牧:廃園となった樹園地や、耕作放棄地、等を草地化して行う放牧。

熊本型放牧:阿蘇地域の放牧地に阿蘇地域以外の牛を放牧することで、熊本県畜産農協が事業主体となり、阿蘇地域の牧野組合と他地域の畜産農家の仲介を行っている。阿蘇地域の草地の有効利用と、広域的な利用を可能にしている。

### 3. 宇城管内の放牧の取組みの推移

平成8年度

市町村	放牧形態	延頭数	放牧面積(ha)
中央町	水田放牧	3	1.2
計		3	

平成9年度

市町村	放牧形態	延頭数	放牧面積(ha)
中央町	水田放牧	7	2.1
	未利用地放牧	6	0.8
	熊本型放牧	7	—
砥用町	水田放牧	2	0.2
松橋町	熊本型放牧	9	—
豊野村	熊本型放牧	2	—
城南町	水田放牧	2	0.6
	熊本型放牧	6	—
計		41	

平成10年度

市町村	放牧形態	延頭数	放牧面積(ha)
中央町	水田放牧	14	3.6
	未利用地放牧	18	2.2
	熊本型放牧	22	—
松橋町	水田放牧	2	0.4
	未利用地放牧	2	0.3
	熊本型放牧	17	—
小川町	未利用地放牧	5	1.3
	熊本型放牧	6	—
豊野村	未利用地放牧	3	1.5
	熊本型放牧	2	—
砥用町	水田放牧	2	0.4
	未利用地放牧	4	0.6
	熊本型放牧	11	—
城南町	水田放牧	2	0.6
	熊本型放牧	18	—
計		128	

### 4. 中央町あか牛研究会飼養頭数の推移

	平成5年	6年	7年	8年	9年	10年
繁殖牛	50	52	53	50	55	59
育成牛	3	2	1	5	2	2
肥育牛	32	47	57	63	65	80
合計	85	101	111	118	122	141

(中央町の飼養頭数の推移)

	平成5年	6年	7年	8年	9年	10年
繁殖牛	233	210	190	189	187	198
育成牛	167	137	106	129	112	126
肥育牛	377	404	358	357	330	343
合計	777	751	654	675	629	667

## 5. 今後の目標

肉用牛経営は現在継続されてきていますが、現状で後継者が経営を引き継ぐことは、自分たちと同じ苦勞を味わい、同じ位置から始めることとなります。それでは後継者が残ることは少ないと思います。少なくとも自分たちの代に、より高いレベルへと引き上げた上で、後継者へ引き継ぐことが、より多くの後継者を残すことにつながると思います。

そういった意味で、より少ない投資で現状の問題点を打破し、多頭化、省力化に道を開く放牧は、重要な技術の一つだと思います。しかし、新たに草地を造成することは労力面や資材費の問題で一時的に多くの個人

の負担を伴い、土地集積の面でも問題を含んでいます。そういった面は、行政や地域の支援を大きく期待しています。

現在、会員などの土地を無償で提供してもらい、放牧を行なっていますが、こういった土地を研究会が利用権設定を行い、町の助成を受けて利用する事業にも着手しています。今後放牧を拡大し、未利用地を有効活用していくには、大きな手段の一つになると思います。

ただ、今までは草地面積の拡大に力を注いできましたが、これからは草地の質の向上にも力を入れていき、牧草の生産力増強につなげていきたいと思っています。



中央町のシバ型草地造成放牧地

# 川井村青松牧野における 褐毛和種親子放牧牛の子牛育成技術の開発

岩手県農業研究センター畜産研究所(外山畜産研究室)

専門研究員 小 梨 茂

## 1. 背景と目的

川井村青松牧野では「夏山冬里方式」による放牧を利用した褐毛和種肥育素牛の生産を行っており、放牧時における子牛の増体の確保が市場評価向上のための重要な課題の1つである。現在、青松牧場での市場出荷月齢はその多くが11ヶ月となっており、これをいかに短縮するかが経営上の大きな課題である。また、青松牧野では「まき牛」による自然交配が主流で、肥育素牛の大半が3～4月分娩であり、出荷月齢を現在の11ヶ月から9ヶ月に短縮できれば、冬場の粗飼料確保にゆとりを持たせることができ、労力の軽減にもつながる。

そこで、本試験では、放牧時に濃厚飼料(補助飼料)を効率的に給与することで放牧時の子牛の増体を確保するとともに、離乳・退牧後の舎飼時の飼養技術を検討することにより、育成期間中の平均日増体重(DG)を1.0kg以上に確保して、9ヶ月齢での市場出荷を可能にし、市場評価を向上させることを目的にする。

## 2. 試験方法

- 1) 供試頭数: 対照区45頭、試験区39頭(放牧頭数は対照区53頭、試験区52頭)
- 2) 試験期間: 平成11年6月27日から9月20日(85日間)
- 3) 飼料給与量: 濃厚飼料を1日1頭当たり体重の0.5%
- 4) 集畜方法: 食餌性条件反射を利用した音声誘導(飼料給与時に鐘をならす)による集畜(親牛には濃厚飼料またはふすまを給与)

## 3. 結 果

### 1) 集畜率

試験開始から10日間、9時～10時の間に順致作業を行ったが、天候不順、集畜のスペースの泥濘化、飼槽の不足などのために10日目でも集畜に1時間前後要するなどうまくいかなかった。牛の行動サイクルにあっていないのではとの指摘もあり、その後は牛が集畜スペースに集まりやすい時刻(4時半から5時頃)に音声誘導を行うことにした。その結果、試験期間中の平均集畜率は74.9%(57.7～91.1%)、平均集畜頭数は

35.8頭であった(表1)。親牛、子牛ともに飼槽が不足気味であり、これらを増やすとともに、開牧前に子牛の濃厚飼料への順致(できれば鐘を鳴らしながら)を行うなどして、集畜率の向上を図りたい。

## 2) 増体量

試験期間を通じてのDG(kg/日)は対照区0.957、試験区では0.953と補助飼料給与の効果は認められなかった(図1)。試験を行った第3牧区は青松牧野でもっとも広い牧区であり、他の牧区に比べ運動量が多いためエネルギーロスが補えなかったものと考えられる。品種間差も考えられ、黒毛和種では同様の補助飼料の給与で放牧子牛の増体を増加したが、日本短角種では補助飼料の効果が認められなかったとの報告もある。日本短角種や褐毛和種のような粗飼料の利用性が良く、母牛の泌乳量も多くて子牛の発育もよいような品種では補助飼料給与の効果が現れにくいのではないかと考えられた。また、対照区、試験区ともに季節(時期)に

よるDGの有意な変動が認められ、7月中旬以降はDGが低下した。これは、暑さによるストレス、草量の減少による摂食量の低下、母牛の泌乳量の低下などがその要因として考えられた。今後、補助飼料の量・質を再検討するとともに牧草や母乳をどの程度利用しているのか検討する必要があると思われる。

月齢構成などによる影響はないか検討したところ、5月生のものに対照区(DG0.762kg/日)試験区(DG0.967kg/日)の間に有意差が認められた(図2)。しかし、試験開始体重および平均日齢を比較してみると試験区のものが対照区よりも有意に大きく(図3)、飼料給与の効果は少ないものと考えられた。また、試験開始時体重と試験期間を通じてのDGの間には有意な相関( $r=0.439$ 、 $P>0.01$ )が認められ(図4)、開牧前の舎飼時の飼養管理の重要性が示唆された。人工受精の積極的な導入により分娩時期を早めることもDG確保の有効な手段かもしれない。

表1 集畜率

	7月			8月			9月		平均
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	
集畜率 (%)	75.6	61.1	69.5	70.9	74.0	70.0	87.9	87.2	74.9
集畜頭数 (頭)	39.3	31.8	36.1	35.1	36.3	33.6	38.7	36.2	35.8
放牧頭数 (頭)	52.0	52.0	52.0	49.5	49.0	48.0	44.0	41.5	

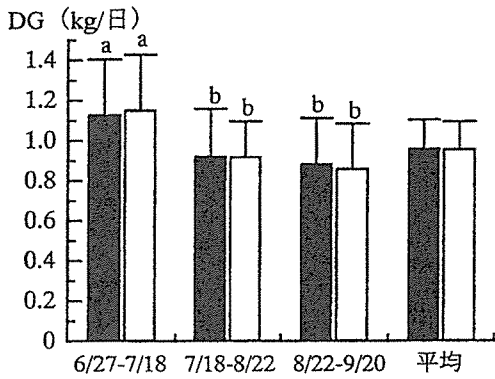


図1 試験期間中のDGの推移  
(■：対照区、□：試験区)

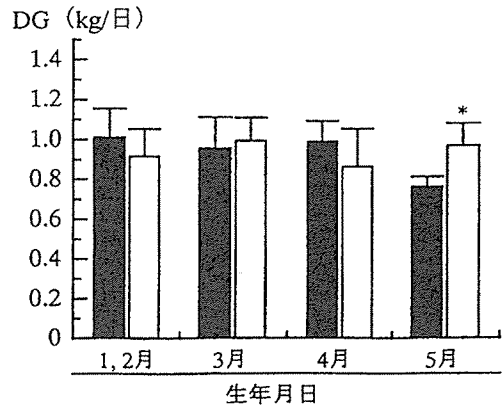


図2 月齢別の平均DG  
(■：対照区、□：試験区)

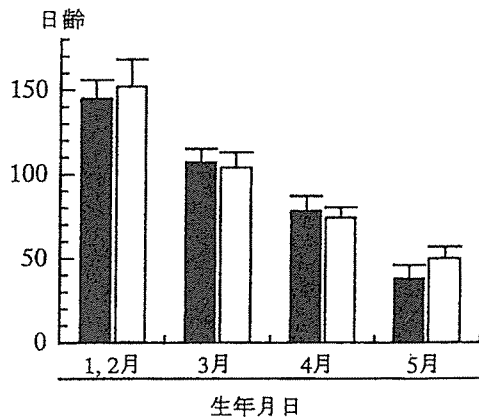
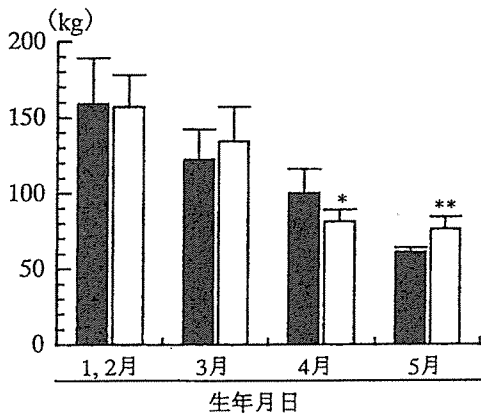


図3 試験開始時体重と試験開始時日齢の比較 (■：対照区、□：試験区)

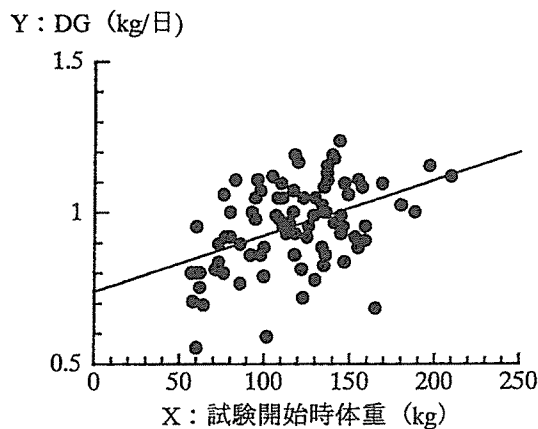


図4 試験開始時体重と試験期間のDGとの相関  
 $Y=0.00183X+0.740$  ( $r=0.439, p<0.01$ )

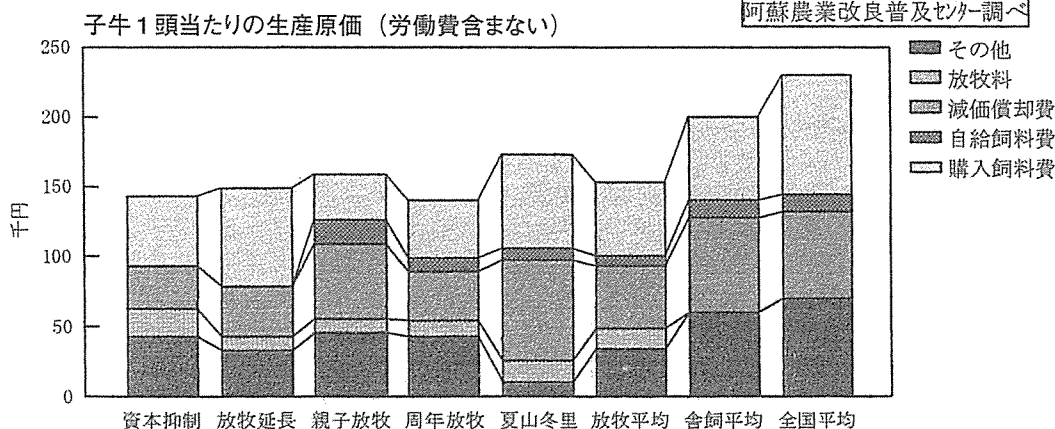
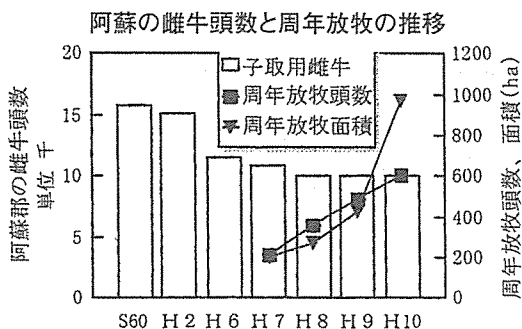
# 周年放牧技術実証の取り組みについて

熊本県 草地畜産研究所

## 1. 成果の概要

- 8月下旬より備蓄を始めたASP草地の収量が15 t / ha以上で、かつ放牧利用率が50~80%あれば、冬期放牧期間中の草地面積は0.5~0.8haあれば十分でした。
- ASP草地に適する草種はトールフェスクやオーチャードグラスで、厳寒期でも比較的緑度を維持しており、それらの優占草地は75%以上と高い。

- 体重の減少は最大で9%程度みられたが、空胎牛、妊娠牛とも血液性状に大きな変化はなく、子牛の生時体重、体高も標準でした。
- 当所で製作した断熱材を利用した簡易飲水施設は凍結することなく、十分利用可能です。
- ススキ主体の野草地の冬季放牧に必要な面積は、生草で7 t / haの草量では1頭当たり2 ha程度必要です。



## 2. 冬季放牧時の牧草の確保

- 1) A S P を的確に行う…備蓄開始時期(採草地 2 番草収穫後 8 月中旬、放牧地では不食過繁掃除刈り後)、施肥(N P K = 5 : 10 : 5 kg / ha)で備蓄草量を高める。
- 2) 2 番草は高刈りで… 3 番草の再生が早くなり、備蓄草量が多くなる。
- 3) 夏の放牧は野草地を活用… 2 番草収穫による貯蔵飼料の確保。

4) 秋の放牧は集約的に… 9 ~ 11 月期の放牧は小牧区での短期輪換で放牧地の面積を節約し、余った分は冬期放牧に利用する。

5) 草種に応じた利用… 冬季放牧に適する草種はトールフェスク、オーチャードグラス、ペレニアルライグラスが優占する草地。レッドトップやリードカナリグラスは冬季に無駄になる部分が多いため、3 番草は採草や秋の放牧に利用する。

年間草地利用計画 (例)

区別 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
<b>採草利用</b>		1 番草 収穫 (ラップサイレージ)			2 番草 収穫 (乾草)	(備蓄開始) 施肥 一部草地更新						冬季放牧
<b>放牧利用</b> (野草地含む)		改良草地 へ入牧		野草地主体の放牧 (改良草地に余裕なき場合)			改良草地で放牧					休牧



# 長崎県島原半島での放牧事例

長崎県加津佐町 吉田 敦

## 1. 加津佐町の概況

- 島原半島の南西部に位置し、隣接町は東に口之津町、西に南串山町、北に南有馬町に隣接し、雲仙岳を望み南は早崎海峡を隔てて熊本、天草と相對している。
- 年平均気温は16.4度、平均降水量は1,722ミリで長崎県下でも温暖な気候の地域である。
- 町総土地面積2,743ha、耕地面積897haその54%が普通畑という農業地帯。
- 戦前からジャガイモの産地として知られ、日本有数の産地。

## 2. 経営の概要

- ① 飼養規模 褐毛繁殖雌牛11頭(うち舎飼い5頭)他は放牧
- ② 農用地面積 水稻160a、バレイショ年間150a アスパラ29aの複合経営
- ③ 放牧面積 バヒア40a(平成10年10月播種30a、平成11年8月播種10a) 野草8a

## 3. 肉用牛放牧

### ① 取り組みの経緯

一昨年からアスパラを増やし、施設園芸へ経営の主体を移行するにあたって、バレイショ、家畜飼養への労力が回らなくなってきたが、堆肥は必要、先祖からの土地を荒らすことはしたくないと考えていた。

土地を減らさず、土地を荒らさず、これを満たすことができるのは移動放牧であると前々から考えており、平成9年の褐牛の研修会で発表したところ、県の担当者から放牧の展示圃事業の話聞き、町の展示圃として、行うこととなった。

### ② 放牧の実態

現在放牧地30aに、妊娠牛(鑑定済み5頭、未鑑定1頭)を放牧している。

### ③ バヒアグラス草地造成

- 品種 ナンゴク、ナンオウを実験的に15aずつ10月1日播種。遅く播種したこともあり、初期生育は芳しくなく、雑草の生育が勝っていた。

- 5月初旬牛を搬入し、掃除刈りを牛にさせる。その後牛の食べない部分のみ掃除刈り。

- 掃除刈り後のバヒアの生育は良好で、7月初旬に第1回目の放牧開始。

④ 放牧利用・採草利用

- 30aの放牧場は4枚の畑からなっており、4枚の畑を基準に、約1週間程度、牧草の生育状態を見ながら、放牧。

⑤ 放牧方法

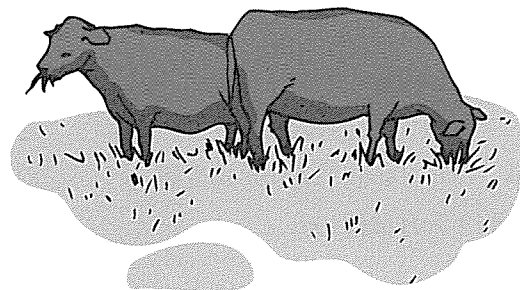
- 牛が鳴くので今は毎日連れてかえっている。

⑥ 放牧をはじめて

- 始めたばかりは、牛をつれていく、つれて帰って来るのに一苦労だった。脱柵も心配だった。
- 現在、牛をつれていくのも、帰らせるのも、牛自身で行くので簡単。
- 今までの労力の半分ですみ、牛の状態も良好である。
- 今年新たに10aのバヒアを造成し、冬はイタリアンを播種し、周年放牧をめざしている。
- 今後簡易牛舎も放牧場に設置し、周年終日放牧を実行したいと考えている。

⑦ 最後に

放牧は、飼いやすい褐牛には特に適しており、農地荒廃が問題になっている昨今、牛によってより国土保全にもつながり、自然界の物質の巡回にも適している。放牧によって労力が半減し、より牛を飼いやすい状況になり、さらに増頭も考えている。



# ○あか牛子牛市場成績

(平成11年1月～12月) 単位:円,kg

道 県 別	開催年月日	市場名	性別	頭数	最高価格	最低価格	平均価格	平均 体重
北           海           道	11. 3.	道南家 畜市場	めす 去勢	98 141	221,550 334,950	52,500 73,500	126,107 225,100	290 319
	6.	同	めす 去勢	58 84	173,250 278,250	65,100 113,400	136,790 191,600	295 320
	9.	同	めす 去勢	64 111	142,800 278,250	73,500 121,800	117,518 200,020	290 315
	12.	同	めす 去勢	114 125	256,200 340,200	43,050 108,150	153,871 235,822	290 320
	1.	十勝家 畜市場	めす 去勢	7 14	213,150 263,550	87,150 114,450	158,250 205,500	324 325
	2.	同	めす 去勢	3 20	184,800 252,000	45,150 181,650	120,400 213,675	323 354
	3.	同	めす 去勢	18 31	196,350 269,850	64,050 145,950	166,716 217,858	320 360
	4.	同	めす 去勢	13 15	254,100 282,450	185,850 153,300	210,969 235,550	322 346
	5.	同	めす 去勢	9 22	215,250 263,550	147,000 179,550	177,800 222,839	320 343
	6.	同	めす 去勢	11 23	214,200 265,650	84,000 116,550	166,090 220,454	317 351
	7.	同	めす 去勢	15 24	166,950 229,950	90,300 213,150	135,590 207,856	315 337
	8.	同	めす 去勢	10 12	166,950 238,350	112,350 110,250	149,730 207,900	328 365
9.	同	めす 去勢	7 12	161,700 214,200	120,750 176,400	144,300 196,088	307 356	
10.	同	めす 去勢	14 29	171,150 236,250	56,700 64,050	134,025 191,172	322 354	
11.	同	めす 去勢	15 13	160,650 194,250	75,750 21,000	141,540 160,569	323 344	
12.	同	めす 去勢	19 20	175,350 205,800	105,000 54,600	153,355 145,845	318 319	

道県別	開催年月日	市場名	性別	頭数	最高価格	最低価格	平均価格	平均体重
秋 田 県	11. 2. 24	北秋田	めす 去勢	62 56	352,800 327,600	105,000 109,200	206,308 266,700	289 309
	4. 23	同	めす 去勢	34 45	246,750 325,500	31,500 134,400	181,063 229,297	299 314
	6. 23	同	めす 去勢	22 35	263,550 323,400	56,700 97,650	138,170 221,130	292 310
	8. 23	同	めす 去勢	18 41	210,000 290,850	75,600 33,600	133,758 193,428	294 298
	10. 22	同	めす 去勢	59 46	236,250 286,650	38,850 51,450	123,669 183,636	270 295
	12. 14	同	めす 去勢	54 58	220,500 264,600	75,600 133,350	150,364 207,556	264 286
長 崎 県	2. 12	県南	めす 去勢	31 37	315,000 347,550	76,650 69,300	203,869 233,185	289 300
	5. 19	同	めす 去勢	21 37	288,750 375,900	181,650 163,800	244,400 272,092	294 331
	7. 18	同	めす 去勢	22 28	321,300 329,700	116,550 114,450	206,134 233,325	287 317
	9. 19	同	めす 去勢	13 12	267,750 313,950	98,700 150,150	212,585 260,663	274 333
	11. 18	同	めす 去勢	15 20	246,750 256,200	135,450 183,750	188,370 229,058	318 329
	3. 6	対馬	めす 去勢	49 57	369,600 355,950	82,950 163,800	203,807 268,763	262 281
	7. 6	同	めす 去勢	38 28	273,000 347,550	87,150 161,700	174,162 274,950	272 289
	11. 6	同	めす 去勢	43 47	281,400 374,850	90,300 132,300	163,947 266,320	258 294

道県別	開催年月日	市場名	性別	頭数	最高価格	最低価格	平均価格	平均体重
熊本	11. 1. 7~ 8	熊本県	めす 去勢	213	448,350	36,750	237,058	276
				255	391,650	24,150	289,541	290
	19	球 磨	めす 去勢	82	306,000	123,900	205,329	278
				86	383,250	168,000	281,852	300
	2. 5	小 国	めす 去勢	44	258,300	90,300	188,570	253
				47	307,650	100,800	238,995	262
	11~12	熊本県	めす 去勢	279	645,750	77,700	233,435	287
				292	407,400	106,050	287,866	299
	17~18	南阿蘇	めす 去勢	246	475,650	35,700	214,481	286
				242	393,750	48,300	291,743	297
	3.11~12	熊本県	めす 去勢	314	694,050	49,350	235,223	281
				307	415,800	79,800	289,178	302
	19	球 磨	めす 去勢	91	302,400	57,750	201,404	291
				104	328,650	72,450	240,908	305
	4. 5	小 国	めす 去勢	52	357,000	90,300	181,832	267
				57	391,650	96,600	229,803	265
	8~ 9	熊本県	めす 去勢	268	433,650	68,250	214,502	290
				331	432,600	66,150	275,811	301
17~18	南阿蘇	めす 去勢	242	448,350	53,550	200,979	284	
			307	409,500	74,550	270,934	301	
5. 6~ 7	熊本県	めす 去勢	263	647,850	96,600	224,628	288	
			327	392,700	55,650	287,244	301	
19	球 磨	めす 去勢	108	346,500	88,200	210,576	286	
			121	380,100	131,250	269,225	313	
6. 5	小 国	めす 去勢	52	338,100	77,700	190,898	258	
			75	393,750	161,700	251,566	275	
10~11	熊本県	めす 去勢	295	441,000	84,000	220,315	293	
			339	389,550	108,150	266,641	315	
17~18	南阿蘇	めす 去勢	256	554,400	49,350	194,008	288	
			324	399,000	61,950	268,106	299	

道県別	開催年月日	市場名	性別	頭数	最高価格	最低価格	平均価格	平均体重
熊本県	7. 8～ 9	熊本県	めす 去勢	261 361	367,500 446,250	80,850 75,600	212,454 257,660	291 307
	19	球 磨	めす 去勢	83 89	280,350 340,200	124,950 94,500	195,367 221,753	293 300
	8. 5	小 国	めす 去勢	43 71	294,000 490,350	91,350 74,550	162,994 219,657	267 274
	12～13	熊本県	めす 去勢	232 249	361,200 396,900	10,500 88,200	225,841 281,480	292 303
	17～18	南阿蘇	めす 去勢	267 304	433,650 400,050	35,700 13,650	204,600 268,012	281 293
	9. 9～10	熊本県	めす 去勢	230 237	359,100 387,450	24,150 55,650	208,092 273,115	285 301
	19	球 磨	めす 去勢	67 75	281,400 374,850	40,950 76,650	208,652 274,722	279 302
	10. 5	小 国	めす 去勢	68 58	281,400 479,850	75,600 85,050	193,756 260,780	262 279
	7～ 8	熊本県	めす 去勢	191 223	536,550 396,900	107,100 57,750	199,978 247,871	283 293
	17～18	南阿蘇	めす 去勢	210 249	400,050 375,900	48,300 135,450	208,310 276,824	280 289
	11. 12	熊本県	めす 去勢	228 226	408,450 392,700	17,850 155,500	212,607 273,669	281 296
	19	球 磨	めす 去勢	62 81	262,500 348,600	105,000 75,000	178,819 219,102	276 294
	12. 5	小 国	めす 去勢	51 52	424,200 412,650	88,200 149,100	217,968 249,718	257 276
	9～10	熊本県	めす 去勢	177 255	420,000 411,600	63,000 143,850	204,269 267,540	281 294
	17～18	南阿蘇	めす 去勢	201 239	499,800 396,900	51,450 27,300	218,691 288,279	278 286

# 謹 賀 新 年

平成 1 2 年 元 旦

## 社団法人 日本あか牛登録協会

会 長	續 省 三			
副 会 長	府 内 哲 熊	成 田 廣 造		
常 務 理 事	黒肥地 一 郎			
理 事	木 原 竹 弘	吉 田 敏 雄	佐 藤 昌 明	
	高 田 倭 男	佐々木 富 雄	岡 本 篤	
	魚 住 汎 英	中 川 利 美	穴 見 盛 雄	
	源 孝 行	岳 野 勝		
監 事	中 島 宣 好	原 口 忠 敬		

**あか牛 第72号** (平成12年1月30日発行)

発行所 社団法人 日本あか牛登録協会  
熊本市桜木6-3-54 畜産会館内  
〒861-2101 TEL、FAX 096-365-7900

編集人 松川昭義

印刷所 株式会社トライ

熊本県鹿本郡植木町味取373-1 TEL096-273-2580

